

1 災害想定について

道府県	Q1	NOの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合	Q4	Q5①	Q5②	Q6直近の改訂年月	Q6現在の想定	Q6当面の見直し予定	Q7
北海道	YES		YES	地震（スロッシング）による被害を対象とした評価	YES	地震に伴うタンク液面のスロッシングにより浮屋根が大きく動揺したことによりタンクの全面火災に至った。このことにより、タンク液面のスロッシングに対する課題、また、大規模なタンク火災に対する対応等についての課題が提起された。	なし	北斗地区については、市道をはさみ住宅地が存在しているが、その他5地区については、住宅地はありません。社会的に重要な施設等については、苫小牧地区及び知内地区に北海道電力㈱の火力発電所が存在しており、その他4地区については、ありません。緩衝地帯の整備については、石油コンビナート等防災計画に基づき、特別防災区域における災害がその周辺に及ぶことを防止するため、緑地の緩衝地帯を設置するよう努め、その実施を推進するよう促している。	なし	H17.3	消防庁の「石油コンビナート防災アセスメント指針」に基づき、6箇所の石油コンビナート地区を対象に、平常時及び地震時に石油タンク、高圧ガスタンク、石油精製プラント等で想定される災害と防災対策に関わる事項を明記している。	新たに指針が示された後に見直しを行う予定	なし
青森	YES		NO		NO		なし	青森地区特別防災区域は、青森湾に面する海浜地帯に位置し、埋立地に立地しているため敷地は平坦であり、沖館川が貫流している。また、後背地は住宅地域が近接し、空き地が少ない。区域内には、東西に臨港道路が供用されている。八戸地区特別防災区域は、2つの河川にはさまれた太平洋に面した三角地帯の一部であり、河川をはさんで住宅地域が存在している。当区域を通る臨海道路が市道を通じて幹線道路の一般国道45号に接している。社会的に重要な施設等では、東北電力株式会社八戸火力発電所（特定事業所）が存在している。また、米軍は八戸油槽所及び送油管が介在している。むつ小川原地区特別防災区域は、標高50m～70mの洪積台地に位置する貯蔵基地の区域と海岸部に位置する中継ポンプ場の区域からなっている。	なし	H23.2	防災アセスメントの実施に伴う修正	未定	なし
岩手	NO	石油備蓄基地のみという状況から、石油類の大量貯蔵・取扱いを考慮し、漏油、漏気、火災及び爆発を想定している。	NO		NO		なし	計画自体に記載はないが、地形的に住宅地等からの距離が確保されている。	なし	改訂なし	改訂なし	石油備蓄基地が、東日本大震災により被災し、現在、復旧に向け取り組んでいるところであり、復旧後に関係機関と相談のうえ、見直しの可否を含め検討する。	なし
宮城	YES		NO		NO		なし	仙台地区特別防災区域は、仙台市の市街地から東へ約10kmの臨海部に位置し、堀込型港湾仙台北港の背後地のうち、公共ふ頭背後地を除く港湾関連用地及び工業用地等を主体とする区域で、北航路と砂押川で東西に隔てる区域と、これらの区域を中央航路と公共ふ頭背後地で隔てる区域との3つのブロックに分けられ、同地区内には、東北電力株式会社新仙台火力発電所がある。緩衝地帯に関しては、宮城県石油コンビナート等防災計画では、仙台地区の緑地の現状として仙台北港多賀城地区緩衝緑地、向洋緩衝緑地、湊浜緑地がある。塩釜地区特別防災区域は、塩釜市の東端に位置し、貞山運河を隔てて七ヶ浜町に隣接する島状をなす貞山通地区のうち、貞山運河に面する石油配分基地の区域である。緩衝地帯に関しては、宮城県石油コンビナート等防災計画では、塩釜地区の緑地の現状として塩釜港緑地、中の島緑地がある。	なし	H22.12	平成14～15年度に実施した宮城県地震被害想定調査の結果に基づき、県内の2つのコンビナート地区に影響を及ぼすとされるプレート型地震（宮城県沖地震（単独））、プレート型地震（宮城県沖地震（運動））、直下型地震（長町～利府線断層帯の地震）を想定している。また、津波については、宮城県沖地震（単独）、宮城県沖地震（運動）、その他、過去に大きな津波被害をもたらした三陸沖地震を加えた3つの地震について津波の遡上シミュレーションを行い、浸水予測を行ったが、定量的な評価が困難なため、定性的な評価としている。	未定（沿岸部の復旧が進められており、地震被害想定調査の実施が当面困難なため）	なし
秋田	YES		NO		NO		なし	【秋田地区】 秋田地区は秋田市西部の秋田湾臨海工業地域に位置する工業専用地域で、市街地中心から北西約4kmにある秋田港内港航路と国道7号線に挟まれた南部及びこれから北方2.5kmにある日本海に面した北部がある。当地区内の事業所の主な業種は、石油貯蔵をはじめ、有機化学工業製品の製造、製鋼、金属製品製造、ガス供給所、電気業等であり、石油化学、石油精製等の大規模な事業所は存在しない。当地区内の事業所の配置については、石油貯蔵所は西端部に位置し、市街地との間には、石油関係以外の飼料製造、鉄鋼、金属等の事業所及びこれに関連する倉庫が配置されており、十分な空地、道路が確保されている。 【男鹿地区】 男鹿地区は男鹿市の南東部に位置し、市街地である船川本町の南西にある船川港に位置し、丘陵台地と海に面した工業専用地域で、国家石油備蓄基地を有している。特別防災区域の近隣商業地域及び住宅地域と隣接しており、半径約500m内に小・中高校等がありさらに半径約1km内に警察署、消防署、郵便局等の公共施設が所在する。 【計画における緩衝地帯の位置づけ】特定事業者が実施すべき災害予防対策の一つとして、次の記載がある。（4）消防保安施設等の適正配置○緩衝地帯 緩衝地帯として、必要な緑地・空地等を確保する。	なし	H17.3	現在、地域防災計画等の全面的な見直しに向けて、「地震被害想定調査」を実施している。（平成25年6月まで実施） 地震や津波の想定は、東日本大震災を踏まえ、運動地震の考えも取り入れ、陸域地震2.1パターン、海域地震6パターン、最大マグニチュード8.7程度を設定。	平成25年度の地域防災計画見直しの後に取り組む予定。	事業所において、防災アセスメント調査の結果をどれだけ具体的に反映できるのか不明確（レイアウト設定、防災対策実施は法令等に基づき実施しており、更なる対応ができるか不明）。

1 災害想定について

道府県	Q1	NOの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合	Q4	Q5①	Q5②	Q6直近の改訂年月	Q6現在の想定	Q6当面の見直し予定	Q7
山形	NO	防災計画では起こり得る災害事象を列挙している。また、特定事業者及び関係機関が必要な災害想定を行うこととしている。	NO		NO		なし	酒田地区特別防災区域は「酒田本港地区」、「酒田北港地区」に区分されている。このうち酒田本港地区については県道をはさんで住宅地等が存在し、酒田北港地区については国道をはさみ住宅地、農地が存在している。石油コンビナート等防災計画では公共緑地を利用した緩衝緑地が5箇所規定されている。両地区ともリサイクルポートとして国からの指定を受けており、環日本海圏経済交流の拠点として重要な役割を果たしている。また、北港地区には酒田共同火力が存在しており、山形県及び隣接県に電力を供給している。	なし	改訂なし	地震・津波については石油コンビナート等防災計画では具体的な想定を行っていない。(地域防災計画で具体的な想定を行っている。)	予定なし	なし
福島	YES		NO		NO		なし	いわき地区特別防災区域周辺には、官公庁や学校等の公共施設が多数存在する。社会的に重要な施設等では、当該特別防災区域は外港航路に面している。高速道路は、区域から西約9kmにある。広野地区特別防災区域内に公共建築物は存在しないが、南部に広野町役場や小学校及び中学校が存在する。社会的に重要な施設等では、町の西約3kmに高速道路がいわき市から富岡町方面へ町を縦断している。また、火力発電所内に5,000t級の船舶が入港可能な接岸整備がある。	なし	H20	平成18年度の津波浸水想定区域図等調査事業の結果に基づき、本県のコンビナートに最も影響を及ぼすと考えられる津波被害を想定している。	現状では見直しの予定無し。	なし
茨城	NO	平成4年度に(財)消防科学総合センターに鹿島臨海地区石油コンビナート等防災対策に係る検討を委託した。災害想定については、「石油コンビナートの防災アセスメント策定指針(平成6年3月消防庁特殊災害室)」に準じた手法により実施されている。	NO		NO		なし	鹿島臨海地区特別防災区域は、重要港湾である鹿島港に立地しており、Y字型の航路により3つの地区(高松・西部・東部)に分かれているため、地区ごとに記載する。※( )は特別防災区域端からの距離 ○高松地区の東側は外港航路に面し、北側の緑地を挟んで、住宅地が広がっており、小学校(1.6km)、市役所(2.2km)、警察署(2.6km)、浄水場(3km)が立地している。また、当該区域内には鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所が立地している。 ○西部地区は西側の緑地を挟んで0.5kmに茨城県と千葉県を結ぶ国道124号が通っており、当該国道沿及びその西側には住宅地及び商業地が広がっている。当該国道沿いには、市役所や消防本部(0.5km)が立地している。また、当該区域端から約6.6km離れたところに東関東自動車道潮来ICがある。 ○東部地区の東側は外港航路に面し、南側の緑地及び県道を挟んで、住宅地が広がっており、病院(1.2km)、小学校(0.3km)、中学校(1.3km)が立地している。また、当該区域内には、東京電力(株)中央火力事業所鹿島火力発電所、鹿島北共同発電(株)鹿島北共同発電所及び鹿島南共同発電(株)鹿島発電所が立地している。	なし	H23.1	地震、津波の想定はしていない。	未定	本県の厳しい財政状況の中で、災害想定を実施するための国の財政措置がなく、特に実施期限が法令等で定められていないため、県の他の事業と比して優先順位が低い。
千葉	YES		YES	長周期地震動による被害 危険物タンクに最も影響を及ぼすと考えられる想定東海地震の予測波形(3種類)から速度応答スペクトルを求め、タンクのスロッシング最大波高と溢流量を推定して、危険物タンクのスロッシング被害を想定した。	YES	① 液化石油ガスタンクの火災からBLEVEに至り合同事業所のプラントや隣接事業所を延焼した。また周辺住民に対して避難勧告が発令された。タンク破片が特防区域外に最大6200mに飛散し爆風により一部の家のガラス窓を損傷した。② アスファルトタンク加温中のフロスオーバーによりアスファルト(437kl)が漏洩して排水溝を経由して東京湾に流出した。オイルフェンスを展張したが東京湾の広範囲に油が拡散し、防除活動に約2か月を要した。③ これらの事象に対する影響評価方法と事業所の防災対策の指導方法、高圧ガスタンク火災時の消火戦術の検討が課題。	なし	①-1 千葉臨海北部地区 特防区域に隣接してJR京葉線及び東関東自動車道が通っている。特防区域周囲に一般工場地帯があり、市街地とは十分な離隔距離がある。 ①-2 千葉臨海中部地区(千葉地区) 国道16号線により特防区域と市街地が区切られているが、一部で特防区域の変更により大型商業施設が隣接している箇所がある。第5コークス工場 → 京葉線: 約670m、大型商業施設: 約380m COGガスホルダー → JR蘇我駅: 約1060m、サッカースタジアム: 約390m ①-3 千葉臨海中部地区(市原、袖ヶ浦地区) 事業所と一般市街地の間に千葉臨海鉄道(貨物)、グリーンベルト(導管埋設)及び国道16号線が通っている。 ①-4 千葉臨海南部地区 特防区域と一般市街地の間には国道16号線及び水路がある。一部に緩衝緑地もある。	なし	H24.3	平成19年度実施の千葉県地震被害想定調査結果に基づき、本県コンビナートに最も影響を及ぼすと考えられる東京湾北部地震(M7.3)、千葉県東方沖地震(M6.8)、三浦半島断層群による地震(M6.9)を想定した。津波については最大でも1.5mとされているため、具体的な被害想定を行っていない。	内閣府の被害想定(南海トラフの巨大地震、首都直下地震(相模トラフ震源を含む)等の公表を受けて、本県の地震被害想定調査を行い、それを基にコンビナート区域の被害想定を見直す予定。平成24年4月に「津波浸水予測図」を作成し、満潮時に東京湾口に10mの津波が発生した想定でコンビナート区域の浸水予測を行ったところ、ほぼ浸水しない結果となった。	低頻度でも最悪の被害想定を行うこと、想定外をなくすことなどが言われている。また、中央防災会議では首都直下地震の再評価により震度7の想定も示された。国交省では首都圏の港湾に対しても防護措置を取ることを検討しているところである。このような状況で、消防庁通知特第63号の取扱いと併せて、事業所に対してどの程度の地震・津波対策(特にハード面)を求めるとが適当であろうか。
神奈川	YES		NO		NO		なし	京浜臨海地区は過密化した区域に施設が集約しており、その中には東京電力(株)西火力事業所横浜火力発電所、川崎火力発電所などの施設が含まれている。また、多摩川の対岸東京側には、羽田空港がある。京浜臨海地区、根岸臨海地区ともに首都高速道路をはさんで住宅地が存在している。緩衝地帯については、必要に応じて事業所内に設けており、また、タンク等は住宅地から離れた位置に配置するなどの対応を行っている。	なし	H24.4	地震については、内閣府の中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」の予防対策用震度分布により想定している。 津波については、平成23年度に「津波浸水想定検討部会」を新たに設置し、本県にとって最大クラスの津波を想定して見直しを行った津波浸水予測図を活用した想定としている。	来年度以降に防災アセスメント調査を実施した結果を受けて再度見直しを行う予定。(県地域防災計画の地震被害想定調査も来年度以降に実施予定のため、整合を図った想定とする。)	○アセスメント調査の結果が直接対策に結びつきにくいものとなっているため、防災上の課題を抽出し、具体的な対策の実施に結びつくような想定とすべし。 ○アセスメント調査の結果が専門的でない方にはわかりにくいものとなっている。最近のコンビナート災害等について社会的関心を集めている状況もあることから、リスクコミュニケーションとして活用可能な、より一般の方にもイメージしやすいものもあるとよい。(場合によっては行政・事業者向けとは別で整理することも考えられる。)
新潟	YES		YES	平成15年9月に発生した十勝沖地震でのタンク全面火災を想定し、長周期地震動によるスロッシング対策に反映している。危険物等の輸送船舶・車両での運搬中の事故を想定し、車両破損による危険物等の漏えい・拡散及び火災への対策に反映している。	NO		なし	(新潟東港地区)特別防災区域(以下「特防区域」という)から約100m離れた位置に住宅地、約300m離れた位置に指定避難場所が存在している。また、緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では緩衝地帯の設置には触れていないが、住宅地等との間には10m・300m程度の畑や林がある。社会的に重要な施設等については、特防区域内に東北電力(株)の東新潟火力発電所、LNGの供給施設及び石油の民間共同備蓄基地が存在している。また国内外の貨物航路に面しているほか、特防区域の南東約2.5kmには国道7号線(通称:新新バイパス)が存在する。 (新潟西港地区)特防区域内に住宅地、小中学校、指定避難場所が存在し、主要地方道が縦断している。特防区域の近隣にも住宅地、小中学校、指定避難場所が存在している。また、緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では緩衝地帯の設置には触れていない。特定事業所と住宅等の間には道路以外の空間がない場所もある。社会的に重要な施設等では、特防区域内に東北電力(株)新潟火力発電所が存在し、また国内外の旅客航路及び貨物航路に面している。特防区域の近隣には新潟空港が存在し、特防区域の南東約500mにはJR信越線、南西約2kmには国道7号線(通称:新潟バイパス)が存在する。 (直江津地区)特防区域内に住宅地、小中学校、指定避難場所が存在している。また特防区域の近隣にも住宅地、小中学校、指定避難場所が存在している。また、緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では緩衝地帯の設置には触れていない。特定事業所と住宅等の間には道路以外の空間がない場所もある。社会的に重要な施設等では、特防区域内にJR信越線が存在しており、また国内外の旅客航路及び貨物航路に面している。特防区域の近隣には、中部電力(株)上越火力発電所、国道8号線が存在する。	当県ではアセスメント調査を実施していないため、個別の特定事業所のレイアウト規制に加えて、特に配慮している事例はない。	H21.11	平成10年度実施の新潟県地震被害想定調査に基づき、本県のコンビナートに最も影響を及ぼすと考えられる秋田県沖地震、粟島付近地震、新潟県南西沖地震を想定している。また、津波についてはこれまで具体的な想定を行っていない。 また、十勝沖地震の被害状況を踏まえて、平成21年度の改正でリング火災から全面火災を想定に追加した。	平成24年6月に公表された新潟県津波対策検討委員会の浸水想定及び消防庁の「東日本大震災の被害状況を踏まえた危険物施設等に関する検討報告書」を踏まえ、津波及び地震による施設の大規模な損傷を想定に加える内容で24年度末までに見直す予定	現行の指針では、それに基づく評価は、右コン計画における災害想定にしか活用されていない。防災本部や事業者における予防対策や応急対策へ反映される評価手法が必要であると考えられる。

1 災害想定について

道府県	Q1	NOの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合	Q4	Q5①	Q5②	Q6直近の改訂年月	Q6現在の想定	Q6当面の見直し予定	Q7
富山	NO	過去の災害事例、地域の特性及び周囲の状況等を勘案して想定。	NO		NO		なし	伏木地区特別防災区域は、港湾道路をはさんで住宅地に隣接しているため、現行の港湾計画において、特定事業所を危険物取扱施設用地へ移設し、緩衝地帯として緑地を整備することとしている。	なし			未定	
石川	YES		YES	・移動タンク貯蔵所（タンクローリー）衝突による火災 ・応急対策として火災防ぎよ、警戒区域の設定等を行うこととしている。	NO		なし	・金沢港北地区 畑、市道、臨港道路等をはさんで住宅地が存在し、地内には、指定避難所となっている小学校がある。なお、当該特防区域と住宅地の間には、緩衝地帯として緑地が整備されている。（防災計画に、設置に関する規定なし） 社会的に重要な施設等では、外港航路（金沢港）に面しているほか、北東約1.3kmには能登有料道路がある。 ・七尾港三室地区 田、市道等をはさんで住宅地が存在している。当該特防区域内には、七尾国家石油ガス備蓄基地がある。社会的に重要な施設等では、外港航路（七尾港）に面しているほか、南西約4.5kmには七尾太田火力発電所がある。	なし	なし	・複合災害として地震による災害を想定しているが、具体的な震源等については想定していない。 ・津波については、具体的な想定を行っていないが、応急対策計画において防ぎよ対策を定めている。	未定	なし
福井	YES		NO		NO		なし	なし	なし		東日本大震災後、特になし	現在検討中	なし
静岡	YES		NO		NO		なし	清水石油コンビナート特別防災区域は、国道等をはさんで市街地に隣接している。市街地には、JR清水駅等がある。緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では触れていない。（平成19年度の改正により削除している。）	なし	H21.7	平成13年5月策定の静岡県第3次地震被害想定及び平成18年度に実施した「石油コンビナート等防災アセスメント調査」に基づき、東海地震等（地震に伴う津波を含む。）を想定している。	内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表を受けて、見直しを実施中である。	・防災アセスメントの実施費用が高額となる。また、時間や労力を要する。 ・県の地域防災計画との整合や相互関係について、整理が必要である。 ・石油コンビナート防災アセスメントは、コンビナート区域に限定される事故や災害に対しては有効であるが、地震や津波等の広域災害を想定した場合には、コンビナート地区のみを対象としたアセスメントの有効性には限界があり、労力も要する。法律が別であるのは承知しているが、コンビナート防災アセスメントやコンビナート防災計画は、地域防災計画と一元化するべきである。
愛知	YES		NO		NO		なし	・名古屋港臨海地区特別防災区域 埋め立て地を中心に立地しており、住宅地帯とは十分な距離を有している。特に、知多市、東海市については、国道と緑地緩衝地帯等により、住宅地とは隔離されている。ただし、名古屋市の一部において国道に面した交通の要所に面して立地している箇所がある。社会的に重要な施設等では、電力会社の、新名古屋火力発電所、知多第二火力発電所、西名古屋火力発電所が存在している。また、名古屋港臨海地区であるほか、当該特別防災区域内を高速道路が横断している。 ・衣浦地区特別防災区域（半田市・武豊町） 国道をはさんで住宅地が存在。ここには小中学校、指定避難場所が存在する。また、緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では緩衝地帯の設置には触れていない。当該特防区域と住宅地の間は国道以外の空間はない。社会的に重要な施設等では、電力会社の武豊火力発電所が存在している。また、衣浦港湾区域内であるほか、当該特防区域はJR武豊線に隣接し、私鉄も西約500mに存在している。 （碧南市）埋め立て地を中心に立地しており、住宅地とは十分な距離を有している。国道と緑地緩衝地帯等により、住宅地とは隔離されている。社会的に重要な施設等では、電力会社の、碧南火力発電所が存在している。 ・田原地区特別防災区域 ここについては、特定事業所が現在存在していない更地となっている。今後、事業所が進出してくる予定。 ・渥美地区特別防災区域 渥美半島の北西の先端に位置し、緑地帯があるほか、近隣は田畑に囲まれており、住宅地とは十分な距離を有している。社会的に重要な施設等では、電力会社の、渥美火力発電所が存在している。	なし	H16.10	平成14年度実施の愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果に基づき、本県のコンビナートに最も影響を及ぼすと考えられる東海地震・東南海地震連動を想定している。また、津波についてはこれまで具体的な想定を行っていない。	平成25年度に、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査の結果を元に見直す予定。	なし
三重	YES		YES	事象1：スロッシングによる溢流 想定：溢流の危険性のあるタンクの基数をカウント 対策：必要な空間容積の確保、浮き屋根の耐震強度の確保 事象2：津波による浸水 想定：防潮施設が機能する場合と機能しない場合の浸水域の予測を実施。被害が発生する可能性は低いと予測。	NO		なし	(1) 四日市臨海地区 四日市臨海地区は大きく第一コンビナート、第二コンビナート及び第三コンビナートに分かれている。第一コンビナートは内陸部及び臨海部に、第二コンビナートは臨海部に、第三コンビナートは出島形式の埋め立て地に位置している。第一コンビナートは、臨海部及び内陸部に事業所が位置し、その間に小中学校及び住宅が位置している。一部事業所は住宅地と隣接し、また、県道を挟んで小中学校が位置している。第二コンビナートは、国道又は県道を挟んで小中学校が位置し、一部事業所は住宅地と隣接している。第一、第二及び第三コンビナートを連絡する高圧ガス及び危険物の配管が、旅客鉄道軌道下及び国道下を横断すると共に、県道及び市道等の下に埋設されている。 (2) 尾鷲地区 尾鷲地区には火力発電所及びその燃料タンクが立地している。発電施設は埋め立て地に位置しているが、燃料タンクは内陸部に位置し一部の住家が近接している。	レイアウト規制その他関係法令の規制以外には、防災アセスメントの結果を踏まえた施設配置への配慮等を行っている事例は特に無し。	H17.3	平成16年度実施の三重県被害想定調査結果に基づき、特別防災区域内に最も影響を及ぼすと考えられる、養老-桑名-四日市断層帯を震源とする地震、並びに東海・東南海・南海地震及びこの地震に伴う津波を想定している。	内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表を受けて、来年度防災アセスメントを実施する予定。	防災アセスメントの結果の活用方法及び事例等について、より具体的に列挙してほしい。

1 災害想定について

道府県	Q1	NOの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合	Q4	Q5①	Q5②	Q6直近の改訂年月	Q6現在の想定	Q6当面の見直し予定	Q7
大阪	YES		NO		NO		なし	<p>○堺東北臨海地区と隣接市街地との間には、造成当初から公園道路、水路等の遮断帯が設けられている。区域内に大規模集客施設があるが、特定事業所とは離れている。</p> <p>○堺東北臨海地区内に関西電力㈱火力発電所、高速道路が存在する。</p> <p>○大阪北港地区は、大規模集客施設（テーマパーク）と隣接する。同地区内には高速道路があるが、影響を与える危険物施設等はない。</p>	内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表や危険物施設等に関する政省令等の改正を踏まえて順次見直す予定	H24.3	平成15年度実施の「石油コンビナート等特別防災区域防災対策調査」において、東南海・南海地震を想定し、地震・津波による災害想定を実施。また、津波については東日本大震災を踏まえ、暫定的に従来の津波高さの2倍を想定。	内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表や危険物施設等に関する政省令等の改正を踏まえて順次見直す予定	○防災アセスメント指針による災害想定等調査を行うことができる機関が少ない。 ○活用にあたり、法的根拠が明らかになっておらず、予算確保が困難。
兵庫	NO	指針内容は確認しているが、県防災本部専門員会議で①火災（タンク火災、防油堤内火災、リング火災、類焼火災）②油の海上流出③爆発④可燃性ガス・毒性ガスの漏出拡散⑤静電気災害について策定している。	YES	特別防災区域内で発生する具体的災害を想定するのではなく、火災等Q1回答の事象がどれぐらいの影響範囲となるかを示し、この災害想定を根幹として、防災計画を策定している。	YES	平成24年9月29日に化学プラントの爆発火災事故が発生したが、化学プラントの爆発火災に関する想定はなく、今後検討する予定。	なし	特別防災区域に特定事業所として発電所が複数存在する。各特別防災区域の周辺には学校（指定避難場所）が存在する。姫路臨海地域には特別防災区域内に400名以上の住民も存在する。	現在の処、複数の避難場所を計画に記載しており、災害の影響範囲によっては、遠方の避難場所を指定して、誘導等を行う。	H16.3	防災計画第8章に「東南海・南海地震防災対策」を新規に策定し、地震・津波応急対策、情報伝達、避難対策、危険物施設等の地震津波対策の検証等を記載した。災害想定には特に記載していない。	今後、アセス指針の改定等の内容を見て、検討する。	予算措置ができない。
和歌山	YES		NO		NO		なし	<p>①(1)和歌山北部臨海北部地区は、外港航路に面しているほか、区域の東約10kmには高速道路がある。</p> <p>(2)和歌山北部臨海中部地区は、外港航路に面しているほか、区域の東約1kmには高速道路がある。</p> <p>(3)和歌山北部臨海南部地区は、外港航路に面している。</p> <p>(4)御坊地区は、外港に面しているほか、区域の東約5kmには高速道路がある。緩衝地帯については、石油コンビナート等防災計画で記載はしていない。</p>	なし	H18.3	平成17年度実施の和歌山県地震被害想定調査結果に基づき、東海・東南海・南海地震、中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震を想定している。津波についても、具体的な想定をしている。	「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」の想定に基づき見直す予定	なし
岡山	NO	コンビナートで起こった過去の事故等を参考に想定している。	YES	高潮想定：浸水による被害、浮遊物による被害、危険物等の流出を想定し、電気設備の漏電や防波堤の破堤等による施設の緊急停止や流出危険のある者のアンカー等による固定	NO		なし	重要な施設として、水島臨海地区特別防災区域には、中国電力(株)玉島発電所（第1種事業所）、水島発電所（第2種発電所）がある。また、当該区域港湾の水島港は特定重要港湾であり、玉島地区には、国際物流拠点として「玉島ハーバーアイランド」の人工島が整備されている。緩衝緑地帯については、公害対策基本法、土地区画整理法及び都市公園法に基づき工業地帯と住居地域を分断する水島緑地の整備を行い平成13年度に完了している。JX日鉱日石エネルギー(株)水島製油所C地区に原油タンクがあり、その防波堤から60から80m離れた場所に住宅地がある。事業者が住宅を守るため水幕装置を設置した例がある。	なし	H24.4	東日本大震災を受けて、県地域防災計画の修正事項や国等によるコンビナート施設被災状況調査報告、事業者アンケート結果等を踏まえ、地震・津波災害対策を中心に見直しを行った。	南海トラフの巨大地震を踏まえた、石油コンビナート防災セメントを今年度実施しており、その結果に基づき計画を見直す予定。	今年度、岡山県は防災アセスメントを実施しており、国の指針見直し状況をどのように反映できるかが課題である。
広島	YES		YES	今年度のアセスメントで津波による被害を想定している。	NO		なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大竹地区」特別防災区域は、大竹市・和木町及び岩国市の臨海部に位置し、JR山陽本線、国道2号線によって一部市街地とは分断されているが、大部分は住宅地に接している。</li> <li>・「福山地区」市街地は比較的離れた位置に形成されている。</li> <li>・「江田島・能美地区」周囲には少数の住家が散在しているが、集落はかなり離れた位置に形成されている。</li> </ul>	なし	H24.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大竹地区」過去の事故事例からコンビナート区域内に被害が生じる可能性のある震度5以上の地震の発生確立で災害を想定している。</li> <li>・「福山地区」広島県が実施した地震被害想定調査に基づいて、中央構造線を震源とする震度6強を想定している。</li> <li>・「江田島・能美地区」広島県が実施した地震被害想定調査に基づいて、安芸灘～伊予灘線及び岩国断層帯を震源とする震度6弱を想定している。</li> </ul>	平成24年度に広島県が実施する地震被害想定等を基に、地震や津波被害を反映した防災アセスメントを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物性値のデータが充実していればより計算しやすいと思う。</li> <li>・津波に関する計算式において、タンク周囲の流速を想定することが困難なため、浸水高が判れば簡易に被害を想定できる計算式があればよいと思う。</li> </ul>
山口	YES		YES	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長周期地震動による被害（危険物タンクのスロッシング）</li> <li>・大容量泡放射システムへの対応として実施。</li> </ul>	NO		影響度が甚大な事業所において、再計算等を実施し、再評価を実施している事例有り。なお、耐震化等による軽減状況についても、計算を実施し、現在、耐震化を進めている。	いずれの地区も歴史的に古く、特防区域と住宅街は近い。また、主要国道、県道等も近い状況にある。区域ごとの特徴は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国・大竹地区：河川をはさんで米海軍海兵隊岩国基地・岩国錦帯橋空港（H24.12.13開港）が存在。また、同地区内には特定事業所として中国電力㈱岩国発電所（火力）が存在。2県3市町に跨る区域である。</li> <li>・下松地区：特定事業所として中国電力㈱下松発電所（火力）が存在。</li> <li>・周南地区：境界直近に山陽新幹線、山陽本線が通っており、当該区域と徳山駅（平均乗降客7000人程度）との距離は200m程度である。</li> <li>・宇部・小野田地区：宇部湾岸道路（自動車専用道路）が走っている。</li> <li>・六連島地区：離島である。社会的に重要な施設はないものの、住宅がある。</li> </ul>	なし	H22.3	平成19年度実施の山口県地震被害想定調査報告書に基づき、各地区に最も影響を及ぼすと考えられる断層による地震を想定している。また、津波については、具体的な想定はせず、一般的な想定としている。	平成22年3月に改訂したが、内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表を受けて更に見直す予定。	指針を活用し、防災アセスメントを実施する場合、費用負担が大きい。

1 災害想定について

道府県	Q1	NOの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合	Q4	Q5①	Q5②	Q6直近の改訂年月	Q6現在の想定	Q6当面の見直し予定	Q7
徳島	NO	現計画では独自に災害想定を行っているが、来年度には当指針を活用した計画の改訂を予定している。	NO		NO		なし	阿南地区特別防炎区域は、国道をはさんで団地、社宅が存在。また、近辺には市立体育館やショッピングセンターも存在する。 また、緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では緩衝地帯の設置には触れていない。当該特防区域と住宅地の間は国道以外の空間はない。 社会的に重要な施設では、四国電力橋湾火力発電所が存在している。また、当該特防区域の北約1kmには鉄道が通っている。	なし	H21.3	地震については、想定があるが、津波についてはこれまで具体的な想定を行っていない。	平成24年10月末に公表した、県の津波浸水想定等を踏まえ、見直す予定。	なし
香川	YES		NO		NO		なし	番の州地区特別防炎区域は、至近距離に住宅地はない。 万一の場合においても災害をその周辺に波及させないため、緑地等の緩衝地帯が設置されている。 社会的に重要な施設等では、四国電力株式会社の火力発電所が存在している。また、当該特別防炎区域は外港航路に面しているほか、当該特別防炎区域の西側に走る県道瀬戸居出港線に隣接して瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）がある。	なし	H9.3	平成7年度～平成8年度実施の香川県地震被害想定調査結果に基づき、本県のコンビナートに最も影響を及ぼすと考えられる長尾断層を震源とした直下型地震を想定している。また、津波については、コンビナート災害の定量的評価が困難なことから、定性的に評価を行っている。	内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表を受け、見直しを行っている。	なし
愛媛	YES		YES	硫黄、発煙性硫酸、第4類以外の危険物（有機金属化合物）等に関する危険性を定性的に想定し、該当事業所において施設・装置の安全対策を図っている。	NO		なし	《新居浜特別防炎区域》市街地の北側に位置し、重要港湾新居浜港を中心に海岸線に沿って化学工業を中心とした一連のコンビナートを形成している。港湾施設等を挟んだ隣接地から住宅地や市街地が接続している。社会的に重要な施設等では新居浜港の他近隣には小中学校や県立高校大型商業施設等も存在している。 《波方特別防炎区域》今治市北西部（波方地区）の西端半島部に位置し南側が山に、北側が海に、それぞれ面している。社会的に重要な施設等については特筆事項なし。 《菊間特別防炎区域》今治市南部（菊間地区）に位置し、国道と海岸線に挟まれた区域。南西側の一部が住宅地に隣接している他は、三方を海岸線、丘陵地帯に挟まれている。社会的に重要な施設等としては、国道に沿って鉄道が走る他、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が所在している。 《松山特別防炎区域》市街地中心部から西方約6km離れた瀬戸内海沿岸の西部臨海工業地帯に位置し、石油精製業、石油化学工業、繊維化学工業等の企業が群立している。東方側は住宅密集地が接続している。社会的に重要な施設等については、北側に松山港（重要港湾）が、南側に松山空港が、それぞれ隣接する。	なし	H22.2	地震動は、確率論的地震動予測地図の「今後50年に5%の確率で見舞われる震度」を想定するとともに、液状化危険度は、愛媛県地震被害想定調査において示されているPL値の最大値を用いて、総合的な災害危険性評価を行っている。なお、津波については、これまで具体的な想定を行っていない。	内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表等を受けて見直す予定 （平成24～25年度には、愛媛県地震被害想定調査を実施中であり、当該調査の状況も踏まえて検討）	なし
福岡	YES		NO		NO		なし	○北九州地区 北九州市は、人口約977,000人、東西約33km、南北約34km、面積約484km <sup>2</sup> 、九州の最北端で本州との接点に位置し、東は周防灘、北は関門海峡及び響灘に面し、北東部は企救山塊に、南は福智山系に占められ、周防灘、関門海峡、響灘及び洞海湾に面し、一大工業地帯を擁した大都市を形成している。気候は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風が強い。年間を通じ比較的温和で、風水害等による大きな被害は比較的少ない。市は、昭和38年2月旧5市を合併し、同年4月政令都市に指定され発展を続けている。この地区は、我が国の重要な工業地帯として鉄工業を中心に著しい伸びを示してきた。その後エネルギー革命、科学的技術水準の向上に伴う生産形態の変遷により、産業構造も必然的に変化しつつある。特別防炎区域は、周防灘、関門海峡、響灘及び洞海湾に面した工業地帯で、総面積約22.87km <sup>2</sup> 、製鉄、化学工業、セメント製造、発電、石油、高圧ガス貯蔵所等の特定事業所及びその他の事業所が存在している。○白島地区 白島地区は、北九州市若松区沖合約8kmの白島(男島)東側に位置した国家石油備蓄基地で、面積は約0.14km <sup>2</sup> である。気候は、日本海型気候区に属し、冬季は北西、夏季は南東の風の出現頻度が高い。また平均して北からの波浪の出現頻度が高い。○福岡地区 福岡市は、人口約1,409,000人、東西約28km、南北32km、面積約341km <sup>2</sup> で、九州の北岸中央部に位置し、北は玄海灘に面し、東は三郡山系、南西は青振山系に囲まれた扇形の地勢を形づくり、博多湾に面して大都市を形成している。気候は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風が強い。年間を通じて比較的温和で風水害等による大きな被害は比較的少ない。市は、昭和47年4月政令都市に指定され、九州における中枢機能を持つ都市として発展を続け、水資源の確保、交通体系、上下水道、河川など都市基盤の整備をはじめ快適な都市環境の創造を進めている。特別防炎区域は、市街地の中心より北西の荒津及び博多湾を隔てた西戸崎で、総面積約0.33km <sup>2</sup> 、石油、高圧ガス貯蔵所の特定事業所及びその他の事業所が所在している。○豊前地区 豊前市は、人口約28,000人、東西16.2km、南北14km、積約111km <sup>2</sup> で、県の東端部に位置し、北部は周防灘に面し、海岸沿いにJR九州日豊本線と国道10号線が走っている。気候は、瀬戸内海型気候に属し、温和である。台風が九州を縦断又は九州西方を通過する際、高潮が襲来する恐れがあるが風水害等による被害は比較的少ない。市は、昭和30年4月に町村合併以来田園都市を目指し、農業、漁業、商業の振興を図るとともに、企業誘致を推進し周防灘に工業用地を造成、宇島港を中心とする工業用地に発電所、金属工場等が立地している。 特別防炎区域は、同地域の発電所用地で、面積約0.47km <sup>2</sup> 、発電所の特定事業所及びその他の事業所が所在している。	なし	H23.2	災害想定については、福岡県石油コンビナート等防災本部専門委員会による「福岡県石油コンビナート等災害に係る報告(平成元年3月)」（最終報告）及び「福岡県における石油コンビナート等の防災体制の整備に関する調査検討報告書」（平成8年3月）によることとする。	平成23年3月に改訂したが、消防庁の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」の見直し及び他県の状況を見ながら、平成26年度以降に見直すこととした	同指針の拘束力が不明
佐賀	YES		NO		NO		なし	唐津地区特別防炎区域は、唐津市の中心市街地の北端にあり、唐津湾に突出した大島の二夕子地区と西大島地区の2か所に、約800m離れて存在している。 二夕子地区は、県道を隔てて住居地域があり、近くには保育園、小中学校、避難場所が存在する。 西大島地区は、臨港道路を隔てて住宅地域がある。 また、緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画では設置について触れておらず、両地区ともに防炎区域と住宅地域の間には道路しかない。 社会的に重要な施設等では、九州電力唐津発電所、浄水センターが存在している。	なし	H21.3	平成19年度に石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施し、短周期地振動による被害、長周期地振動による被害を対象として想定している。 また、津波については、これまで具体的な想定を行っていない。	現在のところ見直しの予定はない。	なし



1 災害想定について

道府県	Q1	NOの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合	Q4	Q5①	Q5②	Q6直近の改訂年月	Q6現在の想定	Q6当面の見直し予定	Q7			
長崎	NO	特別防災区域に係る災害の要因、態様及び範囲等について、過去の災害事例、地域の特性、周囲の状況等を勘案して想定。	NO		NO		なし	相浦地区特別防災区域、上五島地区特別防災区域、福島地区特別防災区域は、それぞれ、山林、海域等により他の施設と遮断されており、至近距離に公共施設、文教施設等はない。	なし			未定	なし			
熊本	NO	定性的な手法（考えられる災害原因を列挙）	YES	タンクローリ車等の事故による火災及び爆発（対策）石油コンビナート等防災訓練の発災原因として採用、応急対策訓練を実施	NO		なし	八代地区特別防災区域は八代市の市街地から約5km離れた臨海埋立地にある。区域から市道を挟んで住宅地があり、小学校の分校が存在する。緩衝地帯については石油コンビナート等防災計画では触れておらず、当該特防区域と住宅地の間は市道以外の空間はない。近隣には社会的に重要な施設等は特にないが、東5.5kmの地点に九州新幹線の線路、南東約8kmの地点に八代市役所がある。	なし			平成24年度中に「熊本県地震・津波被害想定」を作成予定。これをもとに25年5月までに石油コンビナート等防災計画を見直す予定。				
大分	YES		NO		NO		なし	大分地区特別防災区域は、県道22号（臨海産業道路）をはさんで住宅地が存在。ここには総合病院、小中学校、指定避難場所が存在する。また、一部区域は住宅地内に存在する。緩衝地帯に関しては、石油コンビナート等防災計画において、県、市及び特定事業所がその設置につき、計画的な整備に努める旨記載している。現状では、区域内の一部に緑地帯を整備しているのみであり、他は県道以外の空間はない。社会的に重要な施設等では、電力会社の火力発電所が存在している。（当該発電所は特別防災区域内の第一種特定事業所に該当）また、当該区域の東西10km以内に外航航路がある他、一部区域は鉄道に接している。	なし	H21.3	平成20年度実施の大分県地震被害想定調査結果に基づき、主に東南海・南海地震、直下型の活断層型地震を想定。津波については、東南海・南海地震による津波を想定しているが、具体性に欠ける。		8月に示された内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、県独自で南海トラフ地震等の津波浸水予測調査を実施し、近日中に発表予定としている。その調査結果を踏まえ、更に地震・津波の想定と対策を見直す予定。			
鹿児島	YES		NO		NO		なし	県内5箇所石油コンビナートがあり、各地区の特別防災区域と重要施設等との位置関係は下のとおりとなっている。なお、緩衝地帯の設置等の規程については、防災計画など、特に定めはない。 ・川内地区（地区内に川内火力発電所あり）は、0.5km内に住宅地、また、0.5km～1km内に漁業施設があるほか、南約2kmには川内原子力発電所が存在する。 ・喜入地区は出島方式の施設で、国道（226号線）をはさみ、1km内に住宅地や小中学校が存在する。 ・串木野地区は、1km内に住宅地、小中学校のほか、離島（甌島）の航路がある。 ・鹿児島地区は、周辺（1km内）には住宅地、学校、その他航路等の施設はない。 ・志布志地区は、出島方式の施設で、1km内に漁業施設があるが、住宅地はない。2kmに小学校等が存在する。	なし	H21.3	県地域防災計画の地震想定に基づいている。津波に対する、具体的な想定はない。		今後、国から示される被害想定や関係法令の改正及び県地域防災計画の見直し等を踏まえ、計画内容を見直す予定。（平成25年～）	なし		
沖縄	YES		NO		NO		なし	（小那覇地区特別防災区域南西石油事例）県が実施した防災アセスメント結果から、弊社の設備で災害が発生した場合に周囲への影響が一番大きいであろうと思われる事例として、トラックターミナルエリアのLPGタンクが火災爆発した場合に100m～200m半径に影響を及ぼす結果となっています。リスクアセスメントの結果、弊社トラックターミナルは一般道路に面しており、LPGが漏れた場合に車両等が着火原になる可能性があるため、道路に面した境界フェンスをコンクリート堀に変更した。	なし	H22.3	石油コンビナート等防災計画では、「関係機関は、特別防災区域における災害が周辺の地域に及ぶことを防止するために、緩衝地帯として緑地広場、公共空地等を設置するように努めるものとする」としている。各特別防災区域については、 （1）平安座地区特別防災区域は、与勝半島の北東、金武湾沖の平安座島に位置し、海中道路で本島と結ばれている。周囲には住宅地、小中学校、福祉施設などが存在する。緩衝地帯に関しては、南側の住宅地との間に緑地帯が存在する。また、同区域北側は埋め立て地になっており、海を隔てるが、隣接して隣の島の住宅地がある。社会的な重要施設との位置関係については、平安座地区特別防災区域は、金武湾湾区域内にあり、金武湾には具志川火力発電所、石川火力発電所が存在する。 （2）小那覇地区特別防災区域は、西原町小那覇、工業専用地に指定された埋立地に立地している。工業専用地の周りには、住宅地、中学校などが存在する。住居地との間には緑地帯が存在する。社会的な重要施設との位置関係については、小那覇地区特別防災区域は中城湾湾区域に面しており、西約4kmには自動車専用道路、西約13kmには那覇空港がある。	なし		消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成13年）」に基づく防災アセスメントを実施し、想定すべき災害の検討を行った。前提となる地震動には、J-SHISの確率論的地震予測地図の評価結果を用いた。また、津波についてはこれまで具体的な想定を行っていない。	検討中	なし

2 防災体制について

道府県	Q1 石油コンビナートの災害について、石油コンビナート等防災本部の本部員を招集して対応した事例又は防災本部に準じた体制で対応した事例がある道県				
	体制名	活動期間	設置場所	内容	災害概要等
北海道	出光興産(株)北海道製油所災害予防対策現地本部	H15.10.2～ H15.10.22	出光興産(株)北海道製油所構内	ナフサタンク鎮火後、他のタンクにも浮屋根が破損し油が漏洩しているタンクが多数	発災:平成15年9月26日 04:50ごろ 鎮火:平成15年9月30日 06:55ごろ 平成15年9月26日4時59分ごろに発生した十勝沖地震により、出光興産(株)北海道製油所の屋外タンク貯蔵所において屋外原油タンクのリング火災及び屋外ナフサタンクの全面火災が発生した。鎮火後、災害の予防対策を強化し火災の発生防止を目的に、石油コンビナート等災害防止法に基づく現地本部が設置された。活動内容については、会議が延べ52回開かれ、事業所の報告・提案をもとに測定小屋の落下防止、油面のシール及びシフトの方法について協議・検討し、安全な手法を確立しながら危険タンクの油抜き取り作業を実施した。また、万一の出火に備え危険タンク周辺には、地元消防隊、広域消防相互応援隊、緊急消防援助隊が配備され警戒にあたった。その他、消火用及びシール用泡消火薬剤の確保調達を行った。 (設置:平成15年10月2日18:30、解散:平成15年10月22日12:00)
宮城	石油コンビナート等防災本部 (警戒本部)	H17.6.13～ H17.6.13	課内	情報収集及び連絡調整	発災:平成17年6月13日07:02ころ 鎮火:平成17年6月13日09:50 重油直接脱硫装置群(硫黄回収装置)火災 硫黄回収装置の停止作業中に、排ガス受入槽内の金属フィルターに付着した硫黄や酸化鉄が酸化発熱し、配管内の排ガスが高温となり、配管と外装鉄板の隙間を埋めるシリコンシーリング材が発火したもの。死傷者はなし。 警戒本部を設置し、連絡調整を行った。(警戒本部設置:平成17年6月13日07:40、解除:平成17年6月13日10:00)
	石油コンビナート等防災本部 (警戒本部)	H17.12.26～ H17.12.26	課内	情報収集及び連絡調整	発災:平成17年12月26日07:22ころ 鎮火:平成17年12月26日08:57 一般取扱所火災 製鋼工場内に設置してある電気炉からの高温熔融飛来物により、ベルトコンベアーから出火したもの。死傷者はなし。 警戒本部を設置し、連絡調整を行った。 (警戒本部設置:平成17年12月26日07:40、解除:平成17年12月26日09:00)
茨城	災害対策本部	H23.3.11～ (継続中)	防災センター	事務局員の参集、災害情報の収集、防災関係機関との連絡調整等	発災:平成23年3月11日 14:50ごろ 鎮火:平成23年3月12日 12:00 住友金属(株)鹿島製鉄所火災 ※外6件の異常現象が発生した。 平成23年3月11日14時46分ごろに発生した東日本大震災により、住友金属(株)鹿島製鉄所No.1コークスガスホルダーにおいて火災が発生した。負傷者等はなし。当該火災は、石油コンビナート等防災本部として明示的に本部員の招集がなされず、東日本大震災の災害対策本部事務局情報班において他の被害状況等とともに情報収集等を行った。 (災害対策本部設置:平成23年3月11日 14:46(継続中))
千葉	災害対策本部(東日本大震災)	H23.3.11～ H23.5.26	本庁舎5階の大会議室	関係職員の参集、石油コンビナート班の設営(途中から中庁舎の執務室に移動)	発災:平成23年3月11日15時15分頃 鎮火:平成23年3月21日10時10分 コスモ石油(株)千葉製油所の液化石油ガスタンク火災爆発事故 液化石油ガスタンク1基が地震により座屈して連絡配管を破損して大量漏洩となる。なんらかの原因で着火しタンクエリア全体が火災となる。火災に炙られた5基のタンクが爆発を起こし、合同事業所のプラントや近隣事業所を延焼。死者なし、負傷者6名。周辺住民に対して避難勧告が発令された。 千葉市において震度5強を観測したため、地震発生と同時に石コン本部非常第2配備体制を取り、災害対策本部内で石油コンビナート班として活動した。現地本部の設置はなし。 千葉県災害対策本部設置:平成23年3月11日14時46分 解散:平成23年5月26日 9時35分 石コン本部非常第2配備体制:3月11日14時46分 非常第1配備体制:3月11日21時00分 非常第1配備体制解除:5月26日 9時35分
神奈川	災害対策本部の中で一体的に対応	H23.3.11～ H23.5.31	災害対策本部室(県庁第2分庁舎)	担当課員等の参集	発災:平成23年3月11日 14:46 ○東日本大震災の発生により災害対策本部を設置。石油コンビナート等防災本部としての機能は同本部の中の一グループとして活動。 ○県内コンビナート区域において、スロッシングによる浮き屋根上への溢流等の異常現象が発生したが、高圧ガス事故等の大きな災害は発生しなかった。
兵庫県	《参考》 本部会議の開催	H24.10.9	災害対策センター	爆発火災事故の状況説明、関係機関の応急対策等の実施状況、問題点の抽出と今後の対応	発災:平成24年9月29日 14:35ごろ日本触媒の爆発火災事故 現地本部等の設置はなかったが、県、経済産業省、労働基準局等が事故当日、要員を現場へ派遣し、10月9日には、本部員会議を招集し、今後の対応方針等を検討した。

2 防災体制について

道府県	Q2	YESの場合	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11			
			石油コンビナート等防災本部	災害対策本部	主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容		YESの場合			
北海道	NO		役割分担は明確になっていないが、石油コンビナート等防災計画において、統一的かつ、総合的な応急対策を実施することとなっている。	合同本部会議を開催する。	有線、無線電話等のうち最も迅速かつ的確な方法で実施することとしている。	他の防災関係機関及び特定事業所の通信施設等により災害情報の迅速な通信に努めている。	有線により伝達する。		災害の状況、災害応急対策の実施状況、今後予想される災害の態様等	法律に基づく事業者への確認及び事業者からの報告。これにより特定事業者ごとに、種類、数量、貯蔵・保管の場所と方法を把握している。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有は逐次報告する。現地本部又は防災本部は防災関係機関に連絡するとともに、防災関係機関相互においても積極的に情報交換に努めることとしている。	NO	あまり活用していない。	
青森	YES	青森県石油コンビナート等防災計画において、災害応急対策計画を定めており、防災活動の基準、特定事業者間の相互応援体制、現地本部の設置・運営、災害情報、防災組織配備等に関する計画を規定している。	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	明確な規定はない。	回線は主に加入電話であるが、県、関係市村、消防機関においては、県防災情報ネットワーク（広域イーサネットを主回線、衛星携帯電話を予備回線）により伝達手段を確保している。また、消防機関、特定事業所間の通信が途絶えた際は、通信施設、無線等を使用する。		発電所（特定事業所）、港湾管理者、海上保安庁、周辺住民等	災害発生状況災害応急対策の実施状況避難の指示、勧告及び避難場所等	平常時に、防災機関等による定期的な実態調査により把握している。	情報共有はしており、県防災ホームページにおいても、掲載している。	NO	なし	
岩手	NO		定まっていない	定まっていない	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	公衆電気通信設備及び各機関の専用線・無線等のうち最も迅速な方法を使用するものとするが、通信が不可能な場合は、他の機関が設置する有線電気通信設備及び無線通信設備の利用を図る。	NTT東日本岩手支店に対し、臨時電話回線の設定を依頼	火災・災害等即報要領に基づき無線電話、ファクシミリ等により行う	消防本部一本部→八戸海上保安部・警察・市町村等関係機関	発生場所、発生日時、発見日時、事故の種類、発生時の種別、作業状況、事故の経緯、人的被害、原因、今後の対策	事業者からの報告による。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。	YES	石油コンビナートで災害が発生した場合、関係市町村へ発災事業所を管轄する消防機関と関係市町村で連絡を行うこととしている。
宮城	YES	石油コンビナート等特別防災区域内で災害が発生した場合について、事故対応マニュアルを定めており、初動体制で対応したいと判断される場合は防災本部員の招集を行う。（修正予定）	石油コンビナート等防災本部を包含する形で対応。	石油コンビナート等防災本部を包含する形で対応。	同一場所での一体的に対応。	宮城県石油コンビナート等防災計画では、通報等は有線（一般加入電話、専用電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等を災害の状況に応じて行うこととしている。		有線（一般加入電話、専用電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等	宮城県石油コンビナート等防災計画における関係機関	・災害の状況・災害応急対策の実施状況・今後必要とされる対策・各機関の応急対策の調整を必要とする事項	事業所及び消防機関からの通報により把握している。	石油コンビナート等防災本部内・関係行政機関内での情報共有としている。ホームページ等での公開はしていない。	NO	登録情報の閲覧



2 防災体制について

道府県	Q2	Q3		Q4	Q5		Q6			Q7	Q8	Q9	Q10		Q11
		YESの場合	石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容				YESの場合	
秋田	YES	「秋田県石油コンビナート等現地防災本部」の設置基準 特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に、かつ統一的な防災活動を実施するため、本部長が必要と認めるとき又は所在市長若しくは、秋田海上保安部長が石油コンビナート等現地防災本部を設置することが必要と認め、本部長にその設置について要請した場合は石油コンビナート等現地防災本部を設置。①事故災害が発生した場合の設置基準○事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合○事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合○事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合②地震災害が発生した場合の設置基準○所在市で震度5強以上の地震を観測した場合○「オオツナミ」もしくは「ツナミ」の警報が発令された場合	災害対策本部を中心として一体的に活動	災害対策本部を中心として一体的に活動	災害対策本部を中心として一体的に活動	加入電話	回線途絶に備え、無線通信設備を使用して通信の確保を図ることとしている。 (防災行政無線、警察無線、消防無線、防災相互通信用無線、県災害対策車の無線)	固定電話、携帯電話、防災相互通信用無線	港湾事務所、発電所等	主に災害概況、想定される影響、対応状況の回答等	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告、国からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。これにより特定事業者を含む事業者ごとに、種類、数量、貯蔵・保管の場所と方法を把握している。	災害情報はとりまとめの上、ホームページで公開している。	災害対応が可能となるよう、職員が24時間常駐体制を取っている。災害発生時には消防、事業者から報告を受ける。	NO	なし
山形	NO		特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域内を含めた県全体の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	回線は主に加入電話	消防無線、防災行政無線、衛星回線を複数用意	加入電話、防災行政無線等	市、警察署、海上保安部、県関係公所、特定事業所など	災害及び被害者の状況、災害応急措置の実施状況、今後必要とされる対策、その他必要な事項	石油コンビナート等防災本部内・県防災本部内・関係行政機関内での情報共有としている。必要に応じて、ホームページ等での公開を行うとともに問い合わせがあれば法令の範囲内で回答する。	緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めた場合は、現地本部を設置することとしている。 現地本部長は当該市長、現地副本部長は県総合支庁長、海上保安部長、現地本部員は防災本部員のうちから防災本部長が指名した者	NO	なし	
福島	YES	特別防災区域にかかる異常現象の発生を知ったときは、本部員及び防災本部事務局職員（県民安全総室職員）は防災本部（県民安全総室）に参集する。 基準…特別防災区域周辺における震度4以上の地震発生、気象警報の発表及び特別防災区域内の災害発生を覚知したとき。	特別防災区域内の情報収集、調整等	特別防災区域外の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動。	一般加入電話、専用電話	防災行政無線、衛星回線を複数用意している。	一般加入電話、専用電話		主に災害概況、対応状況等	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認により把握している。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。ホームページ等での公開はしていないが、問い合わせがあれば法令の範囲内で回答している。	災害に対する各種情報は、各機関がそれぞれの所管事項について収集し、防災本部で集約する。集約した情報は必要に応じて関係機関に伝達する。	NO	あまり利用することはない。
茨城	YES	石油コンビナート等防災計画において、「防災本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、防災本部員を招集し防災本部会議を開催する。」としている。	石油コンビナート等防災本部の事務局職員は基本的に災害対策本部事務局を担当しており、災害対策本部が設置された場合、石油コンビナート等防災本部は招集されない。	石油コンビナート等防災本部の事務局職員は基本的に災害対策本部事務局を担当しており、災害対策本部が設置された場合、石油コンビナート等防災本部は招集されない。	石油コンビナート等防災本部は招集せず、災害対策本部のみで対応する。	加入電話	地域衛星通信ネットワーク衛星電話（県、市、消防） 防災相互無線通信用無線（市、消防、特定事業者）	電話、FAX	県の所管課及び関係防災機関	災害概況、対応状況、影響範囲	事業者や消防本部からの報告をもとに把握している。	災害の状況に応じて石油コンビナート等防災本部内の関係行政機関に情報提供している。 ※警察、消防、海保は石油コンビナート等防災本部の構成員 重大な事故（死者発生等）のみ報道発表（資料提供）しているが、ホームページ等では公開していない。	原則として管轄消防本部からの報告を基に関係機関に情報提供をしている。対応に時間がかかっている場合等、必要に応じて県から連絡員を発災事業所等に派遣して情報収集を行うこともある。	NO	導入されてから一度も利用していない。

2 防災体制について

道府県	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11				
	YESの場合	石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容			YESの場合		
千葉	YES 災害時における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領（別添資料1を参照）	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応 特別区域内の災害への緊急消防援助隊の要請等の調整	災害対策本部内の石油コンビナート班として同じ場所で一体的に活動。石コン本部指揮班が災対本部との連絡調整を行うこととしている。平時の石コン単独事故の場合は必要に応じて危機管理課災害対策室と調整する。	防災関係機関：防災行政無線、一般電話回線（災害時優先電話を推奨）、コンビナート防災相互通信用無線 特定事業所：一般電話回線（災害時優先電話を推奨）、コンビナート防災相互通信用無線		f a x、防災行政無線等緊急の場合、発災事業所から直接関係機関に通報する。	管轄の消防本部（局）→石コン本部→関係行政機関	災害概況、予想される危険の種類と影響範囲、避難等の必要性等	消防庁の石油コンビナート等防災体制実態調査、県の地域防災計画資料、石コン本部の危険物タンク調査、石災法第40条の立入検査により情報を入手している。	石コン本部、消防機関、千葉海上保安部で情報を共有している。一般県民には事業所単位の情報は公開していない。行政文書公開請求があった場合は、県情報公開条例に基づいて判断する。	石コン計画及び事業所の防災規程に規定される異常現象発生時の措置に従って、公設消防及び市役所等に必要事業所情報（事故情報）を適切に提供できる体制の整備を指導している。	N O	特定事業所への立入検査の際、事前の情報収集に利用している。データが古いので随時更新していく必要がある。
神奈川	YES 防災計画において、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一の運営を図ることが必要と認めるときは本部員を集集するとしている。また、防災本部や現地防災本部のより具体的な初動対応に係るマニュアルの策定作業に平成23年度から取り掛かっており、平成24年度内に策定する予定。	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	災害対策本部と一体的な運用を図ることとしている。（具体的には、災害対策本部の中のグループとして活動する。）	加入電話や防災行政通信網等	関係市や共同防災組織及び特定事業所に整備した「石油コンビナート等防災相互無線」や「ファクシミリ斉同報システム」により通信手段を確保している。	加入電話その他利用可能な通信設備	災害の態様に応じて必要な伝達先	災害の概況、想定される影響、各施設関係機関における対応状況等	法・防災計画に基づき、事業所からの通報・連絡、消防機関等からの報告による。	防災計画に基づき、事業者・消防機関からの情報を本部員その他関係行政機関と情報共有する。事業所における具体的対応について一律に規定しているものではなく、災害の態様・規模等に応じた対応を行うこととなる。また、大規模災害時の施設被害情報の収集・情報共有に関するマニュアルの策定作業を関係行政機関と共に現在行っている。（平成24年度中に策定予定）	県、消防機関、自衛隊等による合同図上訓練により大規模災害時の情報伝達等の訓練を実施している。	Y E S	活用していない。
新潟	YES 対応基準は、災害の態様に応じ3段階に分け、それぞれの災害の態様において、防災本部の体制や現地本部の設置に関する基準を、石コン計画に定めている。詳細については、別紙1のとおり。	特別防災区域内の情報収集・対策の検討	特別防災区域外の被害に対する対応	災害対策本部の本部員会議等の開催により連絡調整を図ることとしている。	情報伝達は、主に加入電話や携帯電話で行っている。これらの回線が利用できない場合は、防災行政無線、非常通信用無線、防災相互通信用無線を適宜利用		施設を管轄する防災関係機関を通じて連絡	災害概要、想定される影響、被害、対応状況等、質問に対する回答等	法律に基づく事業者からの報告や、必要に応じて特定事業者に対し任意の報告を求めることにより把握している。	石油コンビナート等防災本部内、関係行政機関、県防災会議内への災害情報の伝達については、石油コンビナート等防災本部事務局がこれらの機関に情報提供し、情報共有を図っている。また、災害情報については適宜、報道発表、ホームページ公表することとしている。	現地防災機関と防災本部との連絡調整のため、必要に応じて発災現場等に「現地連絡室」を設置することとしている。また、緊急消防援助隊等の広域応援が必要となり、住民避難等周辺への直接的影響が生じるような総合的な防災活動が必要となる場合（第3次防災体制）には、さらなる対応強化のため必要に応じて発災市町に「現地本部」を設置することとしている。（現地本部の体制と業務は別紙3のとおり）	N O	現在のところ特段活用していない。	
富山	YES 県地域防災計画に準じ、次のとおり配備基準を設定している。 ①担当課体制：災害が発生し得る情報を入手、又は担当課で対応可能な災害発生時 ②関係部局体制：複数の部局や課で対応が必要な災害発生時 ③危機管理対策本部体制：全庁的な対応が必要な災害発生時			未定であるが、事務局が同一であるため、一体的に活動することが想定される。	加入電話	衛星回線（市町村、消防のみ）	広報車、広報紙、掲示等	住民（社会的に重要な施設への伝達については、定めなし）	災害の状況、応急措置の状況	法律、県石コン等防災計画に基づく事業者からの報告について、関係消防本部を通じて入手する。	関係機関において情報を共有するほか、必要に応じて、災害対策法施行令第22条に基づき、報道機関に対し広報の要請を行うこととしている。	必要に応じ、石災法第29条の規定に基づく「現地本部」を設置し、情報収集や伝達、提供を行うこととしている。	N O	特になし

2 防災体制について

道府県	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11						
	YESの場合	石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容				YESの場合			
石川	YES	石油コンビナート等防災計画において、配備体制（3段階）の基準を設けている。（詳細は別添「計画抜粋」とおり）	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動（想定）	加入電話、石川県総合防災情報システム（県、市町、消防機関）	有線電話（特定事業所、共同防災センター、所轄消防出張所）、防災行政無線、衛星携帯電話（県、市町、消防機関）	加入電話、FAX	港湾管理者、道路管理者、電力会社（石油コンビナート防災本部員）	主に災害概況、想定される影響、対応状況の回答等	法律、石油コンビナート等防災計画に基づく事業者からの報告のほか、必要に応じて、特定事業者及び消防機関等に照会し把握している。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。ホームページ等で公開はしていないが、問い合わせがあれば法令の範囲内で回答している。	石油コンビナート等防災計画において、 ・現地防災本部（緊急かつ統一的な防災活動を実施するため） ・総合調整連絡室（防災本部の機能を有効に発揮するため）を設置することができることとされている。	N	なし	
福井	NO		特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動		また、回線途絶に備え、バックアップとして消防無線、防災行政無線、衛星回線を複数用意している。	市広報車、消防車輜、警察車輛、巡視船艇、放送設備、無線通信設備、緊急架設電話	特別防災区域内及びその周辺に存する住民および社会的に重要な施設等	災害等の発生時刻、発生場所、災害等の内容、応急措置の内容、今後の対策等	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。これにより特定事業者を含む種類、数量、貯蔵・保管の場所と方法を把握している。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。ホームページ等で公開はしていないが、問い合わせがあれば法令の範囲内で回答している。	緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、必要に応じて現地防災本部を設置する。現地防災本部員には、事業者および関係機関が含まれている。	YES	石油コンビナートで災害が発生した場合、特別防災区域近隣の市町村（同一県及び他県）へ発災事業所を管轄する消防機関から連絡を行うこととしている。また、近隣市町村への情報伝達の訓練を定期的に行っている。	なし
静岡	YES	静岡県では、コンビナート災害も、県の地域防災計画に基づき対応すべき大規模災害のひとつと捉え、県の災害対策本部で一体的に対応することとし、石油コンビナート防災本部は、災害対策本部の機能のひとつとするものと整理している。県の地域防災計画に基づき対応すべきコンビナートの大規模災害とは、静岡県や静岡市消防本部の通常の業務では対応が困難であり、近隣の住民の避難を要したり、緊急消防援助隊や自衛隊等の支援を要請するような規模の災害を想定している。	災害対策本部の機能の一部として、石油コンビナート等特別防災区域協議会や広域共同防災協議会との連絡、調整等にあたる。	防災対応を総括する。	コンビナート災害も、県の地域防災計画に基づき対応すべき大規模災害のひとつと捉え、県の災害対策本部で一体的に対応することとし、石油コンビナート防災本部は、県の災害対策本部の機能のひとつとする。理由 ・防災体制を一元化するため。 ・大規模災害では、コンビナート区域外への影響等も含め、総合的な対応が必要となるため。	・加入電話 ・県と関係市町村の間では、防災行政無線 ・衛星電話等	・電話、FAX、電子メール ・報道発表、県のインターネットウェブサイトへの掲載 ・市町やライブライン関係機関では、県がインターネット上で構築した防災情報データベースシステムの利用が可能である。	社会的に重要な施設：市町、ライブライン関係施設他		災害概況、被害状況、想定される影響、対応状況等	2年に1回程度、県が各事業者を対象に調査を行い把握している。その結果は、県の石油コンビナート等防災計画の資料編の追補として公表している。	Q6の情報 防災関係情報として、関係機関に止まらず広く県民に情報提供する。 Q7の情報 県の石油コンビナート等防災計画の資料編の追補として、関係機関で共有している。また、県のホームページで公表している。	清水地区石油コンビナート等特別防災協議会に、コンビナート地区の各事業所の情報の収集、提供を依頼している。 関係機関からの情報収集、提供は県の災害対策本部が行う。	YES	前述のとおり、県の災害対策本部で対応する。 ・近隣市町村への情報伝達の訓練は、県の総合防災訓練等において実施している。	特段の利活用は、なし。
愛知	YES	本部員を招集して対応する場合は、状況に合わせて本部長が判断します。 災害等に関して臨時の情報連絡班を設置する基準は次の場合 ・特別防災区域内に大規模な事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき ・県下に震度5弱以上の地震が発生し、又は発生するおそれのあるとき ・東海地震の警戒宣言が発令されたとき ・本部長が、災害時の臨時の組織である現地本部の設置を指示したとき ・その他事務局長（防災局長）が必要であると認めたとき 発災施設・設備から災害が拡大せず、周辺住民等へ影響するおそれがない場合には愛知県防災局消防保安課で対応することとしている。	特別防災区域内の情報収集、調整 災害対策本部と一体となって機能する。	特別防災区域も含めた被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動		関係市町村、消防及び県の間の情報伝達手段は、防災行政無線、衛星回線を複数用意している。	発電所が、特定事業所等市町村単位の特定事業所、特別防災区域内では、特定事業所への防災情報伝達ルートが石油コンビナート等防災計画で整備されている。	主に災害概況、東海地震警戒宣言発令、自衛防災組織の応援、特別防災区域間の応援など	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。 特定事業者については、毎年実態調査を行い、種類、数量を把握している。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。それぞれが情報を入手した場合は、速やかに他の機関にメール・FAX等により情報提供をするなど協力体制を確立している。	石油コンビナート等防災計画で関係機関への異常現象通報先を定めている。	YES	特別防災区域内の協議会間で応援協定を締結している。 石油コンビナートで災害が発生した場合、特別防災区域近隣の市町村（同一県）へ発災事業所を管轄する消防機関から連絡を行うこととしている。また、愛知県石油コンビナート等防災訓練などを通じて訓練に参加している。	なし	

2 防災体制について

道府県	Q2	YESの場合	Q3	Q4	Q5	Q6			Q7	Q8	Q9	Q10	Q11		
			石油コンビナート等防災本部	災害対策本部	主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容			YESの場合			
三重	NO		特別防災区域外の防災活動と連携の必要があるときは、石油コンビナート等防災本部は県災害対策本部と一体的な運用を図ることとなっている。				関係行政機関及び特定事業者（港湾に面している事業者に限る）の情報伝達手段は加入電話及び防災行政無線（地上系、衛星系）である。特定事業者と消防本部との間のホットラインは加入電話により整備されているが、大規模災害発生時の通信途絶を想定し、MCA無線を導入した。	加入電話又は防災行政無線	災害の態様に応じ、防災本部から必要な機関に連絡する。	災害の概況、想定される影響範囲、対応状況等を伝達する。	毎年の石油コンビナート等防災計画の見直しの際、関係事業所に対し危険物の数量、防災資機材の数量について時点修正しており、災害時にはこれらの情報を提供する。	災害発生時における災害の概況、想定される影響範囲、対応状況等の情報については、関係機関へ伝達し共有する。 また、必要に応じ、報道発表やホームページ等での情報提供を行う。	災害発生時の情報収集等については、防災本部において行う。災害の態様により現地本部を設置し、防災本部と連携して情報収集等を行う。	NO	特に利活用はしていない。
大阪	YES	・災害応急活動に係る対応基準は石油コンビナート等防災計画で定めている。 ・異常現象又は軽易な災害が発生した場合は、庁内防災関係担当部署が指令部を設置し対応する。 ・災害が発生し、他の施設への拡大のおそれがある場合は、本部員を招集し警戒本部を設置し対応する。 ・災害が発生し、周辺地域への拡大又は拡大のおそれがある場合は、災害対策本部を設置するとともに、現地防災本部を設置し対応する。	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	加入電話	防災行政無線	特になし	特になし	特になし	・事業者からの報告 ・必要に応じ、現地調査による確認	特になし	災害発生時に現地本部を設置し、災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに防災本部への報告を行う。	NO	利用していない。	
兵庫	YES	第6章応急対策計画に現地本部の設置基準を記載。市町長等からの要請に基づき、関係機関が緊急かつ統一的に活動が必要であると本部長が認めた場合に設置する。 現地本部長及び本部員、招集方法、所掌事務、各機関の役割分担など	本部は招集するものでなく、常時設置と認識している。地震等広域災害時には災害対策本部の中で一体的に対応を検討する。	なし	NTT回線	衛生回線	市町、消防、警察等による現場広報 マスコミへの緊急放送の要請	住民等及びテレビ、ラジオ等防災本部参画機関	災害状況及び影響内容・範囲等及び避難場所、避難手段等	資料編中に石油等主な貯蔵取扱物質を記載、特定事業所個別の詳細情報も調査し保有。災害時には消防機関から又は直接特定事業所から情報収集する。 災害時には現場の混乱、応急対策の優先的実施で情報がなかなか伝達できない。	共有していない。	被災事業所内の安全な場所に事業所災害対策本部を設置、被災施設付近に現地指揮所を設置し、応急対策実施機関と自衛防災組織の連携を行うこととしているが、県へは情報が遅れることが多く、関係機関への情報伝達について検討を要する。	NO	内部資料作成等に活用している。	
和歌山	NO		特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	加入電話	市町村、消防との間では、防災行政無線を用意している。	市防災行政無線（戸外スピーカー放送）、広報車（必要に応じてテレビ、ラジオ等）	住民・社会的に重要な施設	発生日時、発生場所（発生事業所）、災害の状況、地域住民のとりべき措置及び心得、災害応急措置の実施状況等	特定事業所の危険物の数量を把握している。最新の情報については、事業所に確認する。	危険物等の総量については、石油コンビナート等防災計画に記載している。また、石油コンビナート等防災計画は、県のホームページで公表している。	立地的に近隣市町に被害が及びにくいのが、消防間相互の応援協定で対応している。また、特別防災区域外市町では情報伝達訓練を行っている。	YES	データとして活用している。	

2 防災体制について

道府県	Q2	YESの場合	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11				
			石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容		YESの場合			
岡山	YES	岡山県石油コンビナート等災害対策要綱により、第一次、第二次、総合防災体制の配備により対応する。県の危機管理配備体制として、県職員の対応基準を定めている。	検討中	検討中	検討中	加入電話及び市町村については防災無線	各関係機関は、防災相互無線を用意している。	広報車及び倉敷市緊急情報提供無線システム	市民全般（各施設含む。）※エリアを指定しスポットでの情報伝達が可能	発災場所及びその状況、応急対策の実施状況、警戒区域の設定及び交通規制状況	防災計画の見直し時に取引量等を把握しているが、災害時の把握については、特に定めていない。	関係行政機関については、防災計画の通報伝達計画により情報共有を行う。また、石油コンビナート等防災本部と都道府県防災会議については、県庁内での情報共有を図ることとしている。また、災害状況については公表できるものについては報道発表及びホームページへの掲載を行う。	消防から情報を収集し、必要に応じ、現地へ県職員を派遣し情報収集を行う。また、関係機関相互の情報共有については、FAX、電話により行っている。	計画では、状況に応じ市から近隣市町村へ連絡を行うこととしている。	利活用していない。
広島	YES	ア 基準等を定めている（基準の内容について記入してください） 広島県災害対策運営要領に定めるところにより、「注意体制」、「警戒体制」及び「非常体制」の3体制に分けて災害応急対策を実施することとしている。 各体制の判断基準は次のとおり。 ・「注意体制」…危険物等の漏えい、火災又は爆発等の事故が発生又は発生のおそれがある場合で、相当の被害が予想される時。 ・「警戒体制」…次に掲げる事故が発生又は発生のおそれがある場合で、県内の消防力等に対応可能な場合。①多数の死傷者。②大きな物的被害。③危険物が公共用水域へ大量に流出。 ・「非常体制」…「警戒体制」に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があったり拡大するおそれがある。又は、県内の消防力等で対応できない場合や、災害が特別防災区域を越えて周辺地域へ拡大するおそれがある場合。 広島県災害対策運営要領に基づき、災害対策本部は、広島県石油コンビナート等防災本部と密接な連絡のもとに災害応急対策を実施する。	災害対策の推進に関し、総合的かつ一元化的体制を確立することとし、災害対策本部と密接な連絡のもとに災害応急対策を実施する。	災害対策の推進に関し、総合的かつ一元化的体制を確立することとし、広島県石油コンビナート等防災本部と密接な連絡のもとに災害応急対策を実施する。	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	電話連絡及びFAX送信により情報伝達する。回線は主に加入電話である。	防災行政無線、衛星回線電話	防災無線、広報車、消防車、電話、FAX、ホームページ、報道機関への発表による放送（テロップ等）、自治会役員や民生委員等による口頭伝達等	住民	・発生日時場所、災害の状況、避難勧告・避難指示及び避難場所、地域住民の取るべき措置及び心得、災害応急措置の実施状況等	防災計画の改正時に事業所の危険物等について毎年調査し、事前に把握している。事前に把握しておらず、住民へ危害が及ぶおそれのある物質があげれば、事故時に事業者者に確認する。	必要に応じ石油コンビナート等防災本部内・関係行政機関内で情報共有を行う。	通報様式によりファクスまたは電話で関係機関へ連絡すること。また、「大竹地区」においては発災事業所が「現地連絡室」を設置し、情報提供を行うこととしている。	「大竹地区」及び「福山地区」ともに、異常現象が発生した事業所の属する消防本部(局)から、隣県の消防本部(局)へ異常現象の通報を行うこととしている。	適宜入力することとしている。
山口	NO					防災本部～市町・消防機関は加入電話 消防機関～特定事業者の一部はホットラインあり	防災本部～市町・消防機関は、防災行政無線（地上系、衛星系）	加入電話	防災計画に定める機関・施設（駅）	主に災害概況	例示のとおり。防災計画としては、各事業所での取扱物質等のSDSを電子化し、保有し、防災行政機関にのみ配布している。法的に報告ルートのないものについて、雑誌記事で把握した例もある。	石油コンビナート等防災本部内・関係行政機関内での情報共有としている。重大事故についてはホームページ等での情報提供もしている。	設問提案県であり、例のとおり。（参考添付：現地連絡室イメージ図）	例のとおり。	活用していない。当該システムの活用は難しく、不要と考えている。
徳島	YES	特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合に、関係機関による通報連絡体制を整え対応する。	特別防災区域に係る情報収集、連絡、調整、指示	災害に対する全体的な対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	加入電話	防災行政無線、衛星回線	加入電話	四国電力(株)橋湾発電所、電源開発(株)橋湾火力発電所	異常事態発生時の時刻、場所初動装置の実施状況 災害の状況今後必要とされる措置	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告、国からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。これにより特定事業者を含む種類、数量、貯蔵・保管の場所と方法を把握している。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内での情報共有としている。ホームページ等での公開はしていないが、問い合わせがあれば法令の範囲内で回答している。	発災事業者と関係機関等が情報収集・情報共有が行えるように発災事業所に「現地調整所」を設置することとしている。	【参考】立地から、近隣自治体への影響は少ないと考えている。	消防庁の統計調査系システムの石油コンビナート等実態調査業務の結果が充実しているためこちらを主に利活用しており石油コンビナート地域情報管理システムについても内容の充実を希望する。

2 防災体制について

道府県	0/2	YESの場合	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11					
			石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容			YESの場合			
香川	NO		特別防災区域内の被害に対する対応	特別防災区域外の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	加入電話	防災行政無線	防災無線、有線放送、CATV、広電車、携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を有する緊急速報メール配信(エリアメール等)、吹鳴装置等	大規模災害の場合は、坂出市及び宇多津町全域	災害の概要(種別・発生日時・場所等)注意事項(避難の要否等)今後の見通し防災活動状況交通通信の応急対策及びその見直しその他必要事項	事業者からの報告、国からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。これにより特定事業者を含む事業者ごとに、種類、数量、貯蔵・保管の場所と方法を把握している。	災害の程度により、石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。ホームページ等での公開はしていないが、問い合わせがあれば法令の範囲内で回答している。	香川県石油コンビナート等防災計画に、事業所と行政機関との通報体制を明記している。	NO	利用していない。	
愛媛	YES	地震時の初期活動についてのみ具体的基準を規定。特防区域所在地の属する地方において震度3以上の地震が発生したとき又は津波注意報(又は警報)が発表されたときは、直ちに被害情報の収集・伝達にあたる。 なお、当該地方で震度6弱以上の地震が発生したときは、県災害対策本部室に併設して本部室を設置することとしている。	災害対策本部と一体的に活動する。	災害対策本部と一体的に活動する。	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動		上記の衛星系と地上系で2ルート化された県防災通信システムにより、相互にバックアップしている。	特に定めていない。	特に定めていない。	特に定めていない。	年1回の石油コンビナート実態調査による把握。	特に定めていない。	特に定めはないが、災害の規模・態様に応じて県職員を発生事業所に派遣し、現地指揮本部や事業所防災本部からの情報収集を図っている。	YES	石油コンビナート等防災計画において、所轄消防機関から通報を受けた関係市の担当部署が、災害の規模、態様に応じて隣接市町に連絡することを規定。 なお、毎年、県石油コンビナート等防災訓練を各特防区域持ち回りで実施しているが、平成25年度以降は、当該想定への取組みも訓練項目の一つとすることを検討する。	登録されている情報の更新時期等が不明であるため、利活用できていない。
福岡	YES	福岡県石油コンビナート等防災計画において、知事を本部長とする防災本部を常設している。災害が発生した場合、各防災関係機関は、その災害の規模に応じて、第1次～第3次までの防災体制をとることとしている	特に取り決めはないが、主に特別防災区域内の情報収集、調整を行うこととなる	特に取り決めはないが、主に特別防災区域外の被害に対する対応を行うこととなる	特に取り決めはないが、石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であるため、一体的に活動することとなる	NTT回線	防災行政無線	現在のところなし	現在のところなし	現在のところなし	石油コンビナート等実態調査にて、把握しているのみ	石油コンビナート等防災本部内及び関係行政機関内(警察・消防・海保含む)については、主にファックス等で情報共有を行っている。また、報道発表、ホームページ等による一般への公開はしていない	各防災関係機関は、その災害の規模に応じて、第1次～第3次までの防災体制をとり、迅速な情報収集や関係機関相互の情報共有を図ることとしている	YES	石油コンビナートで災害が発生した場合、特別防災区域近隣の市町村(同一県及び他県)へ発生事業所を管轄する消防機関から連絡を行うこととしている	あまり利用していない
佐賀	YES	防災本部の設置は、本部長が、次のいずれかに該当するため特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。 ① 特定事業所の自衛防災組織等及び唐津市消防本部又は唐津海上保安部の防災力に加え、関係特定事業所の自衛防災組織並びに隣接消防本部等の応援出動によってもなお災害の鎮圧が不可能であり、防災関係機関による総合的な防災活動を必要とするとき。② 特定防災区域の周辺において異常現象が発生し、特別防災区域に重大な影響を及ぼすおそれが生じたとき。③ その他本部長が必要と認めるとき	① 災害情報の収集・分析及び関係機関等への伝達 ② 関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整 ③ 防災資機材等の調達調整 ④ 防災本部の指示事項 ⑤ その他災害対策に必要な事項		石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	加入電話	関係市町及び消防機関との間では、防災行政無線(テレビ会議活用可)を用意している。	広報車、巡視船艇等によるほか、災害の状況に応じて報道機関に協力要請を行う	社会的重要な施設等に限らず、住民等への広報内容となっている	災害の状況、災害応急対策の実施状況、住民のとるべき措置、避難の勧告、指示等、危険区域の設定及び交通規制状況、火気使用禁止の指示、その他必要な事項	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。	石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内での情報共有としている。	現地において効果的な防災活動を実施するため現地防災本部を設置することとしている。	NO	なし	



2 防災体制について

道府県	Q2	Q3		Q4	Q5		Q6		Q7	Q8	Q9	Q10	Q11		
	YESの場合	石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容			YESの場合			
長崎	YES	石油コンビナート等防災計画の中に、災害応急対策計画を定めており、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、現地における防災関係機関の統一的な防災活動を実施する必要があると認められるときは、現地本部を設置する。	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動	回線は主に加入電話	バックアップとして消防無線、防災行政無線、衛星回線を複数用意	防災行政無線、広報車両、警備艇	近隣地域住民、海上船舶、漁業者など	主に災害概況、想定される影響、対応状況の回答など	法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告、国からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。これにより特定事業者を含む事業者ごとに、種類、数量、貯蔵・保管の場所と方法を把握している。	実際に対応した事例はないが、石油コンビナート等防災本部内、関係行政機関内の情報共有を行う。一般への公開については、問い合わせがあれば法令の範囲内で回答する。	石油コンビナート等防災計画に情報伝達系統図を定めている。防災関係機関の統一的な防災活動を実施する必要があると認められるときは、現地本部を設置することとしている。	松浦地区特別防災区域で災害が発生した場合、隣接する佐賀県の消防、海上保安部と共に対応することとなっている。	システムに入力されている情報により、資機材の数量等を把握している
熊本	NO		特別防災区域内の対応	特別防災区域外の被害に対する対応	定めていないが、合同本部会議を開催すると想定される	固定電話、防災情報ネットワークシステム（県・市町村・消防間）	防災行政無線	定めていない	定めていない	定めていない	事故が発生した事業所は、事故内容等を消防本部に連絡、消防本部は県に連絡することとなっている。危険物に関する情報は「その他必要な事項」として本部から消防を通じて事業所に照会し、情報を把握する。	全ての災害情報は事業所から消防本部に報告される。消防本部が関係機関に一元的に情報を伝達することとなっている。関係機関相互の情報共有は計画上に定めはないが、県石コン防災本部が情報を集約し、各機関に情報提供することを想定。		活用していない	
大分	YES	明確な基準やマニュアルは定めていないが、石油コンビナート等防災計画において、特定事業所の自衛防災組織及び所轄消防局又は海上保安部によって防備鎮圧しうる程度の事故に対応するためとする体制（第一次防災体制）、第一次防災体制に加え、所轄消防局以外の消防本部等の応援出動によらなければ防備鎮圧することが困難な場合にとる体制（第二次防災体制）、第二次防災体制において対応できない重大な災害に対し、関係機関や広域的な応援により総合的な防災活動を行う体制（第三次防災体制）を定めている。災害状況によるが、おおよそ第一次～第二次体制については担当課ないし担当部で対応し、第三次体制については石油コンビナート等防災本部対応によるものと考えている。	現時点では未検討。災害対策本部体制の中に「石油コンビナート対策班（仮）」を設けて対応にあたることを望ましいと思われる。	現時点では未検討。災害対策本部体制の中に「石油コンビナート対策班（仮）」を設けて対応にあたることを望ましいと思われる。	現時点では未検討。複合災害の際は、災害対策本部体制の中に石油コンビナート等防災本部を組み込み、一体的に活動していくことが望ましいと思われる。	通常の加入電話（NTT）	防災相互通信無線	電話、FAX	県庁内関係各課、防災関係機関等を通じて	災害概要、対応状況、今後の見込み等	法律等に基づく国からの報告等によりある程度の情報を把握している。	発災事業所の自衛消防隊や所轄の公設消防のみでは対応できない災害が発生した場合は、必要に応じて石油コンビナート等本部内・関係行政機関内で情報共有をするとともに、ホームページ公開や報道発表も検討する。	発災事業所と現地関係機関の活動内容の確認・調整や情報の共有を図るため、発災事業所に「現地連絡調整所」を設置することとしている。調整所の設置、運営は県職員が行い、各関係機関から連絡・調整員を招集する。		
鹿児島	YES	対応基準は、鹿児島県石油コンビナート等防災計画の災害応急対策計画で定めている。第1配備（軽易な災害の場合）、第2配備（他への拡大のおそれがない場合）、第3配備（拡大又はそのおそれがある場合）の3段階に分けて、配備要員を招集することとしている。	特別防災区域内における情報収集・調整等	特別防災区域外における被害等の情報収集・調整等	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的な活動となることが想定される。	加入電話	防災行政無線（衛星無線）、光回線（有線）、衛星携帯電話（消防は全て設置済）	加入電話	発電所、重要航路、漁業施設	状況に応じて、災害概況、対応状況などを関係機関に伝達することになる	法律及び条例に基づく事業者からの報告、毎年実施される実態調査の結果等により把握している。	情報共有している。これまで大きな災害は発生していないが、発生した場合は報道発表等を行うことを想定している。	防災計画の災害応急対策計画の中で、通報伝達系統を定めており、収集した情報は防災本部（現地本部）より関係機関に通報することとしている。		今後、活用方法を検討したい。

2 防災体制について

道府県	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6			Q7	Q8	Q9	Q10	Q11		
	YESの場合	石油コンビナート等防災本部	災害対策本部		主回線	バックアップ回線	伝達手段	伝達先	伝達内容			YESの場合		
沖縄	YES	特別防災区域内の情報収集、調整	特別防災区域外の被害に対する対応	石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は事務局が同じであり、連携して活動します。	回線は主に加入電話を使用する。	関係市町村、消防とは防災情報ネットワークが構築されている。特定事業者とはなし。	社会的な重要施設などへ個別に災害情報伝達を行うことの具体的な取り決めはないが、広報手段としては以下になる。①県及び県警察本部は、ホームページ等の広報媒体を通じて広報活動し、必要に応じてNHK沖縄放送局、県内民放局の報道機関に対し緊急放送の要請を行う。②市町村は、広報車、防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて広報活動を実施する。	具体的取り決めはない。	①災害の発生日時及び場所 ②被害の状況及び応急対策の状況 ③住民の協力及び注意事項 ④避難に関する情報 ⑤交通通信の応急対策及びその見通し ⑥その他必要な情報	法令等に基づく事業者からの届出、国への報告など、これらの情報に基づく事業者への確認。これにより特定事業者から種類、数量、貯蔵を把握している。	関係防災機関と情報共有をしている。必要に応じてホームページ等で公開、報道機関へ広報要請を行うこととしている。	災害情報の収集、伝達を迅速かつ確実にするため、防災関係機関、特定事業所及び防災関係団体は、あらかじめ情報連絡の窓口を定め、さらに、それぞれの組織の内部における分担を明確にして、初動対応に混乱の生じないよう措置するものとしている。 なお、担当等を変更した場合は、その都度関係者に通知し、常にその整備を図ることとしている。	N O	なし

3 大容量泡放射システムについて

道府県	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	YESの場合	Q 5	YESの場合
北海道	配備基地については苫小牧地区にあり、最も遠い知内地区まで高速道路を使用しても資機材の積み込みから運用まで約9時間30分を要します。	複合災害の輸送車両、人員の確保は外部委託業者と災害発生時における応援協定書を結んでいる。	北海道広域共同防災組織警防計画に基づき、支障のある箇所を把握の上、高速道路または、一般道を使用することとなっている。	NO		YES	石油コンビナート等防災計画に基づき、警察本部は緊急輸送路については、可能な限り分離することとなっている。誘導への協力が確保できない場合の対応については、今後検討する。
青森	八戸地区特別防災区域においては、通常は一般道路高速道を使うこととして、トラックの手配から運用まで約6時間半としている。迂回路としては一般道を使うこととして約7時間としている。 むつ小川原地区特別防災区域においては、通常は高速道を使うこととして、約7時間としている。迂回路としては、一般道を使うこととして、約8時間としている。	緊急輸送（ホースの展張、泡消火剤の設定等を含む）に関し必要な人員及び車両等の確保は、第二地区（東北）広域共同防災組織と社団法人秋田県トラック協会と協定を結んでいる。	配備事業所（秋田国家石油備蓄基地）の統括する防災要員が、道路状況の情報収集及び移動経路の選択を行い、搬送車両への指示を行う。	NO		YES	明確な規定はしていないが、警察に誘導を依頼することとしている。
岩手	システム対象タンク該当無し			NO		NO	
宮城	高速道使用の場合はトラック移送、積込、搬出、搬送、配置又は展張まで7時間50分、一般道使用の場合は11時間としており、さらに、移動経路の状況により道路寸断等があれば、さらに道路迂回の時間が見込まれる。	配備事業所にて対応している。		NO		NO	
秋田	輸送時間は、通常4時間50分（最長距離：仙台）としている。 複合災害について特別な想定をしていないが、東日本大震災時に出動した際は、6時間10分（最長距離：仙台）を要した。	複合災害の場合の輸送車両、人員の確保については、広域共同防災協議会と秋田県トラック協会において協定を結んでいる。	目的地までの道順は2ルート設定しており、その時々状況に応じたルート選定を広域共同防災協議会が行う。	NO		YES	可能な限り、車列の前後にパトカーが着くこととなっている。但し、パトカーを付けることができない場合は、輸送自動車のみで走行する。 緊急自動車の指定は、地元警察署と協議会で連絡を取り合い、当日に早急な事務手続を行うこととしている。
山形	システム対象タンク該当無し						
福島	移動準備時間に概ね2時間。 輸送には高速道路ルートと一般道ルートを想定しており、各事業所まで高速道路ルートは概ね3時間半、一般道ルートは概ね4時間と想定している。	山九株式会社鹿島支店、日陽エンジニアリング株式会社鹿島支店と協定を結び、車両や人員を確保している。	一般道路ルートと高速道路ルートがあるが、原則として高速道路のルートを優先して使用する。	NO		YES	誘導等が行えない場合の対応については未策定。
茨城	地震や津波により道路事情が大きく悪化していない前提で、以下のように想定しているが、道路事情によってはそれ以上の時間がかかる場合も考えられる。一番遠い福島県事業所の単独災害では、高速道路等の場合、トラックの手配、積み込みをトラック1台ごと準備出来次第輸送を行い、発災箇所での設置でおおむね6～7時間、一般道路を迂回した場合は8時間程度と想定している。	輸送車両手配：運輸会社と搬送協定を結んでいる。 人員の確保：設置する会社と応援協定を結んでいる。 積込：配備事業所が搬送協定を結ぶ運輸会社と協定を結んでいる。	茨城県警察本部鹿嶋警察署より運行支障のある箇所を把握の上、搬送協定会社とルートを選定し、電話等にて輸送車に伝達する。なお、進入禁止（通行禁止）の区域・道路場所も通行証掲示で進入出来るよう茨城県・福島県で協定済み。	NO		NO	
千葉	富士石油株中袖基地からコスモ石油株千葉製油所までを想定 単独災害：第1ルートである国道16号線を使用して7時間30分（輸送時間30分） 複合災害：第1ルートが交通渋滞のため8時間30分（輸送時間90分） 第一ルートが寸断された場合第2、第3ルートを検討する。	輸送車両については千葉県トラック協会との協議により、対応する協会支部を拡大することで必要車両数を確保する。人員については複合災害時であっても必要な駆け付け要員を確保可能である。	システム出動決定後、県警本部が輸送ルートの道路状況を調査して、県警本部→石コン本部→共同防災協議会（会長）→配備基地（事務局）の順に伝達する。輸送ルートの決定は先導する警察車両の指示によることとする。	YES	京葉臨海中部地区共同防災協議会の構成事業所6社については、システム運用の知見があり適切な警防活動計画を立案するノウハウを有していること、防災要員及び補助員の派遣や費用負担について協議会内で合意済みであることから、対象タンクへの火災拡大を防ぐ目的で対象タンク以外の火災への適用を可能としている。 一方、構成事業所以外の事業所の火災に対しては、別添資料2のとおり事前にクリアすべき問題が多いため対象外とし、今後の検討課題と位置付けている。	YES	警察車両の応援が得られない場合、公設消防車両の先導で輸送する計画である。ただし、この場合は法の規定から緊急自動車と認められないと県警本部から言われている。 ※このような場合に緊急自動車として扱うことができないか、道路交通法の運用について警察庁と調整願いたい。

3 大容量泡放射システムについて

道府県	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	YESの場合	Q 5	YESの場合
神奈川	標準経路として、該当事業所毎に迂回路も含めて2、3通りの輸送経路を定めており、最大輸送時間は、高速道等使用のルートで45分、一般道を使用するルートで85分となる。(トラックの手配、積み込み等の時間は含まれない。)	「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づき、運送車両等の調達斡旋を行うこととしている。	県警察本部から交通情報の提供を受けた上で、あらかじめ定める輸送経路により、安全かつ確実な輸送を行うこととしている。	NO		YES	大容量泡放射システムの安全かつ確実な輸送のため、状況に応じて防災本部は県警察本部に通行支援の要請を行うこととしている。また、震災時に警察用自動車による誘導が行えない場合については、対応を検討している。
新潟	石油コンビナート等災害防止法第19条の2第3項に基づき、構成事業者が定めなければならない広域共同防災規程(北陸地区広域共同防災規程)に記載されている輸送時間での運用が可能と考えている。北陸地区広域共同防災規程では、単独災害、複合災害それぞれの輸送時間を明記していないが、単独災害では高速道路を利用した最短時間ルート、複合災害では災害等で高速道路が利用できない迂回路ルートを利用したと仮定すると、それぞれ、4時間29分、6時間8分となる。	防災本部として、大容量泡放射システムの輸送に関する輸送車両、輸送人員の確保のための協定の締結等の対応を行っていない。	複合災害時には、災害対策本部に特別防災区域内の情報収集及び対策を講ずる組織を付加した体制で対応することが石コン計画で定められており、この体制のもと、通行に支障のある箇所等の情報を収集し、その情報を広域共同防災協議会事務局を通じ輸送者に提供することとしている。	NO		NO	震災時等は警察が災害や事故対応のため、誘導への協力が確保できないことを想定した計画は策定していない。
富山	輸送時間について、通常は高速道路の利用により、概ね4.5時間であるが、高速道路が利用できない場合には、一般道のみ利用により、概ね6時間を要する。	伏木海陸運送(株)と資器材の運搬等に係る協定書を締結しており、輸送車両及び人員の確保について担保している。	北陸地区広域共同防災協議会においてルートを選定している。	NO		NO	
石川	システム対象タンク該当無し						
福井	単独災害では、通常は高速道路及び幹線道路を使うこととして、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用までおおむね7時間としている。震災等で高速道路が寸断された場合の想定では、国道及び一般道路等のみを通行することとし、所要時間は8時間となる見込み。	輸送車両は、広域共同防災協議会が運送会社と「大容量泡放射システム資機材等の搬送及び搬送準備に関する協定書」を締結している。人員の確保は、協力会社と「災害時における相互応援協定」を締結している。	広域共同防災協議会事務局により、交通支障のある箇所を把握の上、ルートを選定し、搬送車両に同乗している緊急連絡員に情報を伝達する。	NO		NO	大容量泡放射システム資機材を搬送するトラックは、配備事業所(日本海石油(株))を管轄する富山北警察署に「緊急通行車両確認申請書」を提出することにより、審査なしで発行できるよう了解されている。(過去の打合せによる:特に規定なし)また、先導までは困難としている。
静岡	・単独災害、複合災害とも、東名高速道路/新東名高速道路を使用し、トラックの手配から、発災箇所での設置、運用まで、10時間程度を要する。このうち、道路走行時間は146分である。 ・一般道路を迂回した場合には、道路走行時間は221分となり、運用までは11時間程度となる。	神奈川・静岡地区広域共同防災協議会が、必要な協定等を実施している。	県の災害対策本部が通行支障のある箇所を把握し、通行可能なルートを選定し、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会に情報提供する。	NO	民間事業者が、法に従い配備し、運用しているものであるため、責任の有無や範囲、経費、設備や人の保証等が伴わないまま、目的外に使用することはできないと考える。	NO	(概要と警察用自動車確保できない時の対応について記入してください) ・災害時には、県の災害対策本部が、警察本部と調整し、緊急車両として走行できるよう手配する。 ・警察用自動車確保できない時、警察車両に変わる代替措置はないと思われる。
愛知	一番遠方の渥美地区において、単独災害では、通常は国道等の幹線道路及び高速道路を使うこととして、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用までおおむね4時間としている。震災等で道路寸断された場合の想定では、迂回路を通行することとし、所要時間は8時間以内となる見込み 名古屋港臨海地区では同様の条件で、通常時は1時間程度、道路寸断の場合2時間以内、衣浦地区では、通常時2時間程度、道路寸断の場合4時間程度となる見込み	複合災害の場合の輸送車両、人員の確保は三重県トラック協会と協定を結んでいる。	東海地震・東南海地震連動などにより、通行支障箇所を把握の上、愛知県石油コンビナート等防災本部が県警察本部等の協力を得てルートを確認し、ルート情報を中京地区広域共同防災組織に連絡し、中京地区広域共同防災組織から輸送車に伝達する。	NO		YES	石油コンビナート等防災本部として、警察本部と調整し、災害時には緊急車両として走行できるよう対応している。
三重	単独災害においては、高速道路及び国道等の幹線道路を走行することとし、資機材の搬出から設定完了まで約6時間としている。複合災害において、計画している輸送経路が津波等により通行不能となった場合は、発災事業所までの輸送に著しい時間を要すると考えている ※発災箇所は中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所を想定して記述	単独災害発生時と同様、大容量泡放射システムの輸送については、中京地区広域共同防災協議会、三重県トラック協会及び三重県とで協定を締結し、輸送の必要が生じたときは、協議会は県に連絡し、県からトラック協会へ要請することとなっている。	県災害対策本部において収集した道路情報等を基に、防災本部及び中京地区広域共同防災協議会で協議し、適切な輸送ルートを選定する。	NO	対象となるタンク以外の施設に係る警防計画がない、システムが活用できる場所に限られる、広域共同防災協議会の費用負担等の課題がある。	NO	具体的な計画は策定していないが、大容量泡放射システムの輸送については、輸送が必要となった時点の状況に応じ、関係機関は可能な範囲内で資機材の輸送等に協力することを取り決めている。



3 大容量泡放射システムについて

道府県	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	YESの場合	Q 5	YESの場合
大阪	・府内の事業所は近接しているため、一般道路を使用するが、和歌山県内の事業所については、時間を考慮して主搬送ルートに「高速道路」とする。 ・積み込みに2時間、搬送に2時間（最も遠い事業所まで）、組み立てに4時間の最大で合計8時間を想定	・当該ブロックで使用不可能の場合は、「大容量泡放射システムを配備する広域防災組織間の相互応援に関する協定書」に基づき、北陸地区、中京地区、瀬戸内地区から応援を受けることになっている。応援順番は決めていない。	搬送ルートは陸路、海上ごとに決めている。	NO		NO	
兵庫	単独災害では、高速道路等を約2時間で搬送予定。坂出と赤穂（瀬戸大橋経由）迂回路では長時間となる見込み。瀬戸大橋等本州と四国の連絡橋が使用不能の場合はフェリーで搬送することとしている。	事業所と船会社間で協定している。	Q2の通り。	NO		NO	
和歌山	大阪・和歌山広域共同防災協議会による大阪・和歌山広域共同防災規程では、出動準備90分、移動180分、放水準備80分、計5時間50分となると見込まれている。	大阪・和歌山広域共同防災協議会による大阪・和歌山広域共同防災規程で定めるところにより、搬送手配と防災要因の選定を行う。	大阪・和歌山広域共同防災要領で定めるところにより、統括防災要員が道路状況の情報収集及び移動経路の選択を行い、搬送車両へ搬送指示書を発行する。	NO		NO	必要があれば、石油コンビナート等防災本部から関係機関に協力要請をする。
岡山	輸送時間については、主ルート（瀬戸大橋経由）約45分、副ルートとして鳴戸・明石大橋経由、しまなみ海道経由、海上ルート（フェリー+高速）を想定している。（最大5時間）。積み込み、設置時間は2時間程度を想定しているが、今後、検証が必要である。	未検討（瀬戸内地区広域共同防災協議会の規程及び大容量泡放射システムの運営要綱により行うこととなるが、複合災害については詳細な規定がない。）	3ルートを想定しているが、特に複合災害を前提としたものはない。（瀬戸内地区広域共同防災協議会の規程及び大容量泡放射システムの運営要綱により行うこととなるが、複合災害については詳細な規定がない。）	NO		YES	警察用自動車による誘導を計画している。誘導の協力が確保できない場合については想定していない。
広島	「江田島・能美地区」 移動準備時間は2時間30分としている。高速道路ルートの場合、所要時間は3時間02分で、計5時間32分。 一般道ルートの場合、所要時間は4時間13分で、計6時間43分となる見込み。	「江田島・能美地区」 個々の機関において防災資機材を確保することになっているが、これができない場合は、防災本部に協力確保の要請し、防災本部が輸送に関係する機関（中国運輸局、自衛隊等）の協力を得て所要輸送力を確保する。	「江田島・能美地区」 西中国・北部九州地区広域共同防災規定に定める輸送計画によりルートを決めており、必要に応じて関係機関へ連絡調整し道路情報収集及び情報提供を行う。	NO		YES	市街地及び高速道路等において警察用自動車による先導等、状況に応じて必要な措置を行う。
山口	高速道路、幹線道路の複数経路を想定しており、移動開始から放水まで最長4時間が想定されている。（移動準備時間は除く。）	広域共同防と、(社)山口県トラック協会が協定を結んでいる。	災害対策本部で把握できている情報を広域共同防に伝達する。	NO		NO	車両確保が困難な場合は、誘導ではなく、先導のみの対応等を検討しているが、警察庁から県警への通達により、具体的な協力が得られにくい体制にある。国において、再調整を実施されたい。
徳島	単独災害では、通常は高松自動車道等を使うこととして、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用までおおむね2.5時間としている。震災等で道路寸断された場合の想定では、一般道のみをルートを通行することし、所要時間は3時間強となる見込み。	複合災害の場合の輸送車両、人員の確保は社団法人香川県トラック協会と協定を結んでいる。	市町村及び防災関係機関の協力を得て、通行支障のある箇所を把握の上、管轄する警察本部等及び道路管理者等と協議し、輸送経路を選定する。	NO		YES	警察本部と調整し、災害時には緊急車両として走行できるよう対応している。震災時に警察用自動車による誘導が行えない場合については、現在対応を検討している。
香川	単独災害では、通常は国道等の幹線道路を使うこととして、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用まで8時間以内で運用できると考えられる。複合災害により道路が寸断された場合は、迂回路の通行や海上輸送により8時間以内で運用できる見込みである。	複合災害の場合の輸送車両の確保は、瀬戸内地区広域共同防災協議会が(社)トラック協会と協定を結んでいる。船舶等の要請についても、同防災協議会がフェリー会社4社と協定を結んでいる。	香川県、通過県及び発災県、各県警察本部並びに道路管理者等から情報収集を行い、通行支障のある箇所を把握する。そして、瀬戸内地区広域共同防災協議会、発災県及び香川県は、管轄する警察本部等及び道路管理者等と協議してルートを選定し、FAX及び電話連絡により輸送者に伝達する。	NO		YES	警察本部と調整し、災害時には緊急車両として走行できるよう対応している。震災時に警察用自動車による誘導が行えない場合は想定していない。

3 大容量泡放射システムについて

道府県	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	YESの場合	Q 5	YESの場合
愛媛	直径34m以上の浮屋根式屋外貯蔵タンクが所在する特防区域は3地区（波方、菊間、松山の各特防区域）。瀬戸内地区広域共同防災協議会の警防計画においては、単独災害と複合災害とで区分しているわけではないが、基本ルートと迂回ルート（2本）で、それぞれ高速道路利用のケースと一般道利用のケースを想定（計6パターン）している。その中で、最速パターンでは各事業所に2時間30分～3時間程度、迂回路（一般道使用）のパターンで同じく6～7時間程度で資機材が到着するものと想定しており、各所要時間に積込時間、設置時間の計2時間程度を加算した時間の運用が可能と考えている。ただし、一般道も使用できない場合は船舶主体の輸送等が必要となることが想定されるが、現時点では運用可能時間の見積りができていないため、今後の検討課題である。	配備県（香川県）における調整が想定されるため、現時点では本県独自の対応策はない。	配備県（香川県）との調整により選定等を行うこととなるため、現時点では本県独自の対応策はない。	NO		NO	県地域防災計画等に基づき、輸送経路の全部又は一部が緊急輸送路となっている場合は、災害時に緊急車両として走行できるよう対応することとなるが、震災時に警察用自動車による誘導が行えない場合を想定した対応については、現時点において特段の計画はない。
福岡	単独災害では、高速道路を優先的に通行することとし、設定までおおむね5時間40分としている。震災等で道路寸断された場合の想定では、関門橋が通行止めとなるため、関門トンネルを利用したとして、最低でも6時間32分は要する見込み	西中国・北部九州広域共同防災協議会が行うべき業務に関する事項を、今後協議する必要がある	複合災害では、関門橋が通行止めとなる想定のため、まずは通行支障のある箇所を把握した上で、一般道と関門トンネルを利用するルートとなる	NO		YES	石油コンビナート等防災本部として、警察本部と調整し、災害時には緊急通行車両の申請を行うこととしている。
佐賀	単独災害では、通常は高速道路を使うこととして、移動準備、移動、設置、運用までにおおよそ10時間としている。震災等で高速道路が使用できない場合は、一般道を通行することとしており、所要時間は12時間となる見込み。	広域共同防災協議会において、災害時の防災資機材の搬送業務に関しては、「災害発生時等の大容量泡放射システムの緊急輸送に関する協定」により山口県トラック協会に委託している。	西中国・北部九州地区広域共同防災協議会のなかでルートの選定をしている。	NO		NO	
長崎	単独災害では、通常は高速道路等の幹線道路を使うこととして、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用までおおむね7時間30分としている。震災等で道路寸断された場合の想定では、迂回路として一般道を通行することとし、所要時間は10時間となる見込み。	複合災害の場合の輸送車両、人員の確保については、西中国・北部九州地区広域協働防災協議会を構成する12地区で応援協定を結んでいる。	高速道路を通る場合と、一般道路を通る場合の2パターンを想定している。上記、西中国・北部九州地区広域協働防災協議会を通じて通行支障のある箇所の把握、ルート選定、搬送を行う。	NO		YES	警察本部と調整し、災害時には警察用自動車が先導することとなっている。警察用自動車による先導が行えない場合も、搬送車の前後に運送会社の先導車を配置して対応することとしている。
熊本	システム対象タンク該当無し						
大分	単独災害では、通常は国道等の幹線道路を使うこととして、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用までおおむね8.5時間としている。震災等で道路寸断された場合の想定では、迂回路を通行するとし、運用までの所要時間は約11時間となる見込み。	複合災害の場合の輸送車両、人員の確保は山口県トラック協会と協定を結んでいる。	運送にあたっては、高速道路を利用する経路と主要国道を利用する経路を定めているが、両方の通路が通行不能となった場合は、事務局及び発災事業所の連携で通行県の所轄警察等の情報を入手し、先導車の無線により誘導指示する。	YES	県として地域への防災上、必要と判断される場合が想定されるが、具体的な検討はしていない。	YES	石油コンビナート等防災本部として、警察本部と調整しており、災害時には緊急車両として走行できるよう対応している。震災時に警察用自動車による誘導が行えない場合については、配備事業所からの先導車に一任としており、今後の検討が必要。
鹿児島	単独災害と複合災害の区分は行わず、複合災害を想定している。通常は高速道路や国道を使用することとして、搬送準備、輸送、設置、運用まで概ね6～7時間としている。	輸送車両及び人員の確保は搬送要領において委託契約を締結している。	搬送要領において、概ね8時間以内の輸送が不可能と判断された場合は、「予期せぬ事態における対応」として、車両以外の輸送手段の検討（船舶等）や隣接ブロックからのシステム輸送と定めている。（西中国・北部九州地区及び大阪・和歌山地区と協定締結済、泡薬剤については、瀬戸内地区から搬送される。）搬送ルートは各特別防災区域に対し陸路で3パターン定められており、状況により判断する。	NO		YES	輸送中に渋滞等の異常が発生した場合には、鹿児島県警察保安部交通部へ通報し発災事業所まで先導を依頼ことを計画している。



3 大容量泡放射システムについて

道府県	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	YESの場合	Q 5	YESの場合
沖縄	小那覇地区別防災区域にある南西石油(株)までを想定 ルートは陸上の一般道路及び一般道路+自動車道専用の2経路を想定し、トラックの手配、積み込み、輸送、発災箇所での設置、運用までおおむね4~5時間としている。複合災害については想定していない。	複合災害については想定していない。	複合災害については想定していない。	NO		NO	

4 住民避難

道府県	Q1	実績ありの場合	実績ありの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合
北海道	実績なし		実績なし	YES	整備はしておりませんが、石油コンビナート等防災計画に、地域住民に対して正確な情報を迅速に提供することにより、適切な判断による行動がとられるよう災害広報を実施することとし、内容については、災害状況、災害応急対策の実施状況、災害の態様及び住民の取るべき措置等であり、広報の方法としては、ラジオ、テレビ、広報車両インターネット等を利用し迅速かつ適切に行うことと明記している。	NO	
青森	実績なし		実績なし	YES	青森県石油コンビナート等防災計画において、災害広報について定めており、防災関係機関は、災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう定めている。	YES	青森県石油コンビナート等防災計画において、災害広報について定めており、防災関係機関は、災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう定めている。
岩手	実績なし		実績なし	NO		YES	広報車又は航空機等。災害の状況に応じて関係放送事業者へ要請。
宮城	実績なし		実績なし	NO		NO	
秋田	実績なし		実績なし	NO		YES	石油コンビナートが所在している市において、次の情報伝達手段を使用する。 ・エリアメール、防災メール、広報車、防災行政無線、ツイッター、報道機関との協定による放送
山形	実績なし		実績なし	NO		NO	
福島	実績なし		実績なし	NO		NO	
茨城	実績なし		実績なし	NO		YES	石油コンビナート等防災計画で以下のとおり定めている。 ・石油コンビナート等防災本部 災害の状況及び応急対策等に関する情報について、県政記者クラブを通じて報道機関へ提供し、広報について協力を要請する。 ・海上保安署 災害情報に基づき、電話、無線系及び巡視船艇の拡声器により港内事業所、船舶、一般人に対し災害状況の伝達、避難勧告、応急対策、その他必要な指導の広報活動を行う。 ・関係市及び消防住民に対して広報車、防災行政無線等により迅速・適切に必要な広報を行う。
千葉	実績なし		実績あり	NO	平成23年3月11日に発生したコスモ石油千葉製油所の液化石油ガスタンク火災爆発事故に伴い、17時15分に市原市長が周辺住民36000世帯、85000人に対して避難勧告発令。17の避難所に最大1142名が避難した。翌日7時に解除。防災無線広報内容「市役所よりお知らせします。五井地区に避難勧告が発令されました。最寄りの小中学校に避難してください。」緊急事態であったので読み原稿はない。 (参考)平成24年1月6日のJFEスチール(株)東日本製鉄所千葉地区におけるコークス工場火災及び黒煙放出事故において、近隣の小中学校3校が市役所から事故情報を得て自主的に児童生徒の校内待機措置を取った。(住民避難はなし)	YES	整備中 ①周辺住民への影響が想定される事故が発生した場合、発災事業所から市役所防災担当課に事故状況や影響範囲等の情報を直接提供するため、石油コンビナート防災相互通信用無線を設置予定。 ②防災関係機関から要請があった場合、事業所及び隣接事業所が周辺住民への広報活動を行うことを防災計画に盛り込み。 ③平成22年の防災アセス調査時に、事業所、市役所、消防機関等が事故の状況から影響範囲の想定や対策を検討するための支援システムを配布した。
神奈川	実績なし		実績なし	NO		NO	
新潟	実績あり	石油コンビナート防災本部としてではないが、地元市町村、消防及び警察が発災場所から約100m以内の住民に対し避難広報を行った事例がある。	実績あり	NO	石油コンビナート防災本部としてではないが、地元警察が発災場所から約100m以内の住民に対し避難命令を実施した事例がある。 (上記「災害発生の広報」と同じ事案)	NO	
富山	実績なし		実績なし	NO		YES	市防災行政無線により周知を行う。
石川	実績なし		実績なし	NO		NO	
福井	実績なし		実績なし	NO		YES	災害対策基本法その他の関係法令の定めるところによる周知方法(防災行政無線等)。
静岡	実績なし		実績なし	YES	概要：県の地域防災計画に従う。	YES	概要：県の地域防災計画に従う。
愛知	実績なし		実績なし	NO		NO	

4 住民避難

道府県	Q1	実績ありの場合		実績ありの場合	Q2	YESの場合	Q3	YESの場合
三重	実績なし		実績なし		NO	具体的なマニュアル等は整備していないが、防災行政無線、市広報車、テレビ、ラジオ、エリアメール、ホームページ等で周知すると考えられる。事業者においても自治会長等への連絡及び広報車等により周知すると考えられる。	NO	具体的なマニュアル等は整備していないが、防災行政無線、市広報車、テレビ、ラジオ、エリアメール、ホームページ等で周知すると考えられる。事業者においても自治会長等への連絡及び広報車等により周知すると考えられる。
大阪	実績なし		実績なし		YES	石油コンビナート等防災計画において、住民への災害広報・避難誘導・避難場所などについて定めている。 【参考URL：大阪府石油コンビナート等防災計画】 <a href="http://www.pref.osaka.jp/hoantaisaku/bousaikeikaku/bousaikeikaku.html">http://www.pref.osaka.jp/hoantaisaku/bousaikeikaku/bousaikeikaku.html</a>	YES	・周知の主体は府、府警察、市町、消防機関、海上保安機関、日本放送協会大阪放送局ほか放送事業者及び特定事業者。 ・防災本部は、報道機関と密接な連携を図り、情報提供に努める。現地本部が設置された場合は、防災本部と調整し現地本部において情報の提供を行う。 ・放送事業者は、災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、機材、要因の確保に努めるとともに、状況に応じ、災害関連番組を編成し、府民に周知徹底する。 ・特定事業者は、防災関係機関に迅速かつ的確な情報の提供を行うとともに、状況に応じ、職員等により直接周辺住民等に対する広報活動を実施する。 ・広報手段は、同報系通信による地区広報、報道機関による広域広報、広報車・船艇等による現場広報、自主防災組織等による個別広報、避難所・避難地における派遣広報、広報誌の掲示・配布等による広報、緊急速報メールその他による。
兵庫	実績あり	阪神淡路大震災でLPG漏洩事案で周辺約2KM以内の住民等の避難を行った際に広報した。	実績あり	阪神淡路大震災でLPG漏洩事案で周辺約2KM以内の住民等の避難を行った際に広報した。	YES		YES	*避難計画参照
和歌山	実績あり	平成元年に発生した危険物屋外貯蔵タンク火災において、報道機関を通じて事故発生広報と刺激臭に関する広報を行った。	実績なし		NO		NO	
岡山	実績なし		実績なし		YES	防災計画で、実施機関、実施方法、広報内容を定めている。また、倉敷市石油コンビナート等災害対策本部設置規程に基づき実施することとしている。	YES	発災事業所は「倉敷市工場事故時等措置要綱」及び災害防止協定（倉敷市と各事業所とが締結）に基づき地域住民に対し広報を行う。また、倉敷市は地区住民に対し「倉敷市石油コンビナート等災害本部設置規程」に基づき広報を行う。発災事業所及び倉敷市は周知広報車等により周知する。また、倉敷市は緊急情報提供無線システムによる周知も行う。
広島	実績なし		実績なし		NO		NO	
山口	実績なし		実績なし		YES	例のとおり（ただし、現在素案段階で、関係市町と協議中）（参考添付：石油コンビナート災害時の住民広報マニュアル策定指針（案））	YES	早期の広報は発災事業者自らが行うこと。また、24時間迅速な対応が可能な警察を活用した広報について、事業者と関係市町があらかじめ広報マニュアルで取り決めておく。
徳島	実績なし		実績なし		NO		NO	
香川	実績なし		実績なし		YES	異常現象の種類及び規模ごとに、地域住民の避難方法を具体化した「地域住民の避難計画」を策定している。	YES	坂出市及び宇多津町により、防災無線、有線放送、CATV、広報車、携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を有する緊急速報メール配信（エリアメール等）、吹鳴装置等による周知を行う。
愛媛	実績なし		実績なし		NO		NO	
福岡	実績なし		実績なし		NO		NO	
佐賀	実績なし		実績なし		YES	防災計画の中で避難計画を定めている。	NO	
長崎	実績なし		実績なし		NO		YES	石油コンビナート等防災計画に情報伝達系統図を作成しており、異常現象発生時の連絡を受けた関係市町は、自ら又は警察もしくは海上保安部に要請し、防災行政無線や広報車両、警備艇等を使用して、住民への周知を行う。
熊本	実績なし		実績なし		NO		YES	八代広域行政事務組合消防本部予防課が、各町内毎に置かれた市政協力員を通じ、直接口頭及びマイク（拡声装置）等で伝達。サイレン、警鐘、広報車、放送及び電話も使用する。
大分	実績なし		実績なし		NO		NO	
鹿児島	実績なし		実績なし		NO		NO	
沖縄	実績なし		実績なし		NO		NO	

5 特別防災区域内の事業所の連携について

道府県	Q1 設置状況	参加状況	自主基準	教育共同実施	共同訓練実施	Q2	Q3	YESの場合
北海道	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	各事業所単位で実施しており、共同で実施はしていません。	各地区において年1回以上共同訓練を実施している。	石油コンビナート等防災計画で常に同一特別防災区域の他の事業所等、共同防災組織、他の特別防災区域の特定事業所及び共同防災組織共同して、災害発生の予防に努め、調査研究を行うほか、災害発生の際には消防要員の動員及び資機材の調達等について相互に応援体制を組むこととなっており、これに基づき、特定事業所相互の応援協定を締結している。釧路地区においては、釧路石油槽所協力会会則による災害時相互応援協定、室蘭地区においては、防災相互応援協定により各地区全ての特定事業所が応援協定を締結している。教育訓練においては年1回以上防災訓練等を行っている。	N O	
青森	3つの特別防災区域のうち1つに協議会が設置されている。	協議会設置特別防災区域内の全ての特定事業所が参加している。	自主基準等はなく、青森県石油コンビナート等防災計画に基づき災害防止等を実施している。	年に数回、事業所従業員への防災研修会を開催している。	年に数回、各種の合同訓練を実施している。	青森県石油コンビナート等防災計画において、異常事態が発生した場合における特定事業所間の相互応援出動の基準を定めている。	N O	
岩手	協議会が設置されている。	特定事業者と関係機関が参加している。	特になし	特になし	隔年防災訓練を実施している。	県内に1箇所しかいないため、特になし	N O	
宮城	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	なし	防災教育を年間計画に基づき実施している。	防災教育を年間計画に基づき実施している。	宮城県石油コンビナート等防災計画の応援要請計画の定めるところにより、仙台地区と塩釜地区の協議会において、災害相互応援協定を締結している。	N O	
秋田	①秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会（秋田地区、男鹿地区で構成） ②秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	①は、秋田地区、男鹿地区の全ての特定事業者が参加 ②は、秋田地区の全ての特定事業者が参加	特になし（災害発生時の相互応援について規定がある。）	①は、毎年1回、防災管理者研修を実施 ②は、毎年3～4回、防災資機材操作等の研修を実施	秋田地区、男鹿地区輪番で訓練を実施	・秋田地区では、共同防災組織を結成しており、大型化学消防車等の防災資機材を配備しているほか、構成事業所間で相互応援することとなっている。 ・男鹿地区では、特定事業所間（全2事務所）で相互応援の協定を締結している。	N O	
山形	酒田本港地区、酒田北港地区に区分され酒田地区特別防災区域協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害において対応するための自主基準あり。	毎年4月から11月の間各事業所において多種の教育訓練実施	毎年11月に共同防災組織が参加して訓練を実施	酒田地区相互援助協定のもと協力体制が確立されている。訓練においても協定のもと年間計画に基づき、情報伝達訓練を実施している。	N O	
福島	いわき地区特別防災区域に協議会が設置されている。	いわき地区特別防災区域の特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	年に数回、加盟事業所従業員への保安及び防災に関する研修会（先進地視察研修、防災研修会、救急講習会等）を開催している。	毎年6月と10月に加盟事業所が参加する防災訓練（無線運用、情報伝達、放水等）を実施している。また、毎月1回加盟事業所の防災要員教育訓練を実施している。	いわき地区石油コンビナート等特別防災区域協議会災害時相互応援協定書により、全ての加盟事業所が応援協定を締結している。また、応援活動を迅速かつ的確に実施するため、年数回合同訓練（無線運用、情報伝達、資機材取扱、図上訓練等）を実施している。	N O	
茨城	鹿島臨海地区では鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	特になし	会員事業者に対する防災研修会を県と共催で毎年2月に開催している。また、防災講演会を毎年3月に開催している	毎年10月に全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）及び消防が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している	石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとなっている。鹿島臨海地区内の3地区ごとに協定を以下のとおり結んでいる。・高松地区「消防防災援助協定」・東部地区「災害時における相互応援協定」・西部地区「災害時における相互応援協定」また、3地区の防災協議会において「鹿島臨海工業地帯3地区の消防に関する相互応援協定」を締結している。各協定に基づき防災訓練（情報伝達等）を行っている。	N O	
千葉	県内3地区で特別防災区域協議会が設置されている。京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区、千葉地区、市原市、袖ヶ浦市、京葉臨海南部地区の6組織（京葉臨海中部地区は千葉、市原、袖ヶ浦の各地区協議会の上部組織的な活動である。）	すべての特定事業所が加入している。また、その他事業所も多く取り込まれている。	なし	実施している。	実施している。	各協議会において、会則や協定により相互応援について定めている。	N O	
神奈川	管内3地区中2地区について協議会が設置されている。※1地区（久里浜地区）は1特定事業所のみであるため設置していない。	全ての特定事業者が参加	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定	防災講演会、事業所視察等を実施	毎年、自衛防災組織及び共同防災組織が参加する石油コンビナート等総合防災訓練（情報伝達、放水訓練等）を開催	防災計画において、特定事業所は災害時において必要に応じ相互に応援することを規定している。また、共同防災組織間における協定により相互応援体制について規定している。	N O	【参考】現在整備しているものはないが、自衛防災組織間の相互応援、避難計画に関する防災関係機関との協議、防災関係機関から自衛防災組織等への協力要請への対応等について検討するよう石油コンビナート等防災計画に規定している。
新潟	県内全ての特防区域に協議会が設置されている。	県内全ての特定事業者が協議会に参加している。	特防区域内での災害発生及び拡大防止に関する自主基準（共同防災組織の出動に関する基準等）が定められている。	県内全ての協議会において、年1回以上、会員の従業員を対象として消防防災に関する研修会を実施している。	県内全ての協議会において、年1回以上通報伝達訓練及び出動訓練を実施している。	石コン計画では災害発生時における応援協力の円滑化を図るため協定の締結に努めることを明記している。締結状況についても石コン計画に示している。（別紙4のとおり。）	N O	
富山	管内4地区のうち2地区で協議会設置（残る2地区は、特定事業者が1社のみ）	上記2地区について、全ての特定事業者が協議会に参加している。	不明	不明	毎年防災訓練を実施（4地区で持回り）	「富山県石油コンビナート等災害対策連絡協議会」を設置し、災害防止のための相互援助や災害の発生・拡大防止に関する技術の共同研究、教育の共同実施、防災訓練を実施することとしている。	N O	
石川	県内に2区域ある特別防災区域のうち、金沢港北地区特別防災区域のみ協議会が設置されている（七尾港三室地区特別防災区域は、構成する特定事業者が単一のため、協議会は設置していない。）	すべての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	年に数回、事業者従業員への防災研修会を開催している。	毎年10月に全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している。また、春季、秋季に協議会主催で防災訓練を実施している。その他毎月1回数社が合同で訓練を行っている	石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとなっている。金沢港北地区特別防災区域において金沢港北地区特別防災区域協議会会則、金沢港北地区特別防災区域協議会災害相互援助協定、金沢港北地区特別防災区域共同防災規定に基づき、毎年数回防災訓練（情報伝達、資機材搬送等）を行っている。又毎月1回定例会議を開催し情報交換を行っている。	N O	

5 特別防災区域内の事業所の連携について

道府県	Q1 設置状況	参加状況	自主基準教育共同実施	教育共同実施	共同訓練実施	Q2	Q3	YESの場合
福井	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している	年に数回、事業者従業員への防災研修会を開催している。	3年に1回、石油コンビナート等防災本部の関係機関、全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している。また、毎月1回事業者が所管の消防機関と連携するなどして訓練を行っている。	石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとなっている。「福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内特定事業所の発災時等における相互応援協定」により特定事業所が応援協定を締結している。協定に基づき、毎年1回防災訓練（情報伝達、資機材搬送等）を行っている。	N O	
静岡	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	該当なし	年に2回程度、事業者従業員への防災研修会を開催している。	毎年2回、全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している。	石油コンビナート等特別防災区域協議会の活動において実施。	Y E S	災害時には、県の地域防災計画や石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域協議会を含め、関係機関は必要な対応を図る。
愛知	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。 ただし、渥美地区は、特定事業所が1社のため設置されていない。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	年に数回、事業者従業員への防災研修会を開催している。	春・秋の時期に全事業者が参加する防災訓練（総合訓練）を実施している。	各特別防災区域において協議会の規約等により各市町村単位で全ての特定事業所が応援協定を締結している。協定に基づき、毎年1回以上防災訓練（情報伝達、資機材搬送等）を行っている。 また、愛知県石油コンビナート防災訓練を各特別防災区域持ち回りで毎年1回実施している。	Y E S	石油コンビナート等防災計画において、警戒区域の設定や避難方法の決定、地域住民への広報等について市町村ごとに整備されているほか、避難場所を指定している。石油コンビナート等特別防災区域協議会からの応援体制は、主に泡消火薬剤などの資機材の提供を行うこととなっている。
三重	四日市臨海地区に協議会が設置されている。尾鷲地区は事業所が1カ所のため協議会は設置されていない。	一社を除く特定事業者が協議会に参加している。	特に定めていない。	毎年、講習会及びセミナー等を複数回開催している。	毎年8～9月に全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練を実施している。また、これとは別に近隣事業所が合同で定期的に訓練を実施している。	協議会加盟会社で共同防災規程を策定し、応援協定を締結している。	N O	
大阪	大阪北港、堺泉北臨海地区に設置	特定事業所が参加	なし	年1回、防災講演会を開催している。（堺泉北臨海地区） 年1回、消防学校に入校させ自衛消防隊の社員教育を実施している。（堺泉北臨海地区）	年1回、総合防災訓練を実施（堺泉北臨海地区） 年2回、総合防災訓練を実施（大阪北港地区）	【堺泉北臨海地区】堺泉北臨海特別防災地区協議会内の特定事業所間（40社）で、「災害時における相互応援協定書」を締結し、年1回危険物関係事業所間（9社）、高圧ガス関係事業所間（23社）で総合訓練とは別個に「応援要請連絡訓練」を実施している。・また、年1回応援訓練も含めた同協議会と大阪府の主催により総合防災訓練を行っている。 【大阪北港地区】・大阪北港地区防災協議会内の特定事業所間（14社）では、「大阪北港地区共同防災組合」を自衛消防とは別個に共同で消防組織を設置しているため、別個に事業所間の応援の訓練は行っていない。	N O	
兵庫	赤穂地区は1事業所のみで設置していないが、他の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	一部の協議会で、年に1回、事業者従業員への防災研修会を開催している。	年1回以上、地区別に共同訓練を実施	近隣の応援協定を結んでいる。*協定の資料参照	N O	
和歌山	4特別防災区域を全て含む協議会が設置されている。	1事業者を除く全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	年1回視察研修と自衛消防隊教育を実施している。	毎年10月に全事業者及び関係消防が参加する防災訓練を実施している。	特定事業所と関係消防との間で、和歌山北部臨海広域消防協議会規約を締結し、広域消防体制の確立とその運用をはかり、規約に基づき年1回総合消防訓練を実施している。	N O	【参考】当県の協議会は消防機関と特定事業所で構成されていることから、消防機関が行う警戒区域設定や避難に際しては、助言の要請ではなく、協議会の応援活動として対応している。
岡山	管内全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	地震・津波行動指針を自主基準として策定している。また、コンビナート事業所高圧ガス関係指針を策定している。	協議会の部会ごとに年に数回、事業者従業員への防災研修を計画し実施している。	総合防災訓練を毎年秋に実施している。また、例年12月に実火災訓練を実施している。	石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとなっている。水島コンビナート地区共同防災規程・水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定に定める応援要請を行っている。	N O	
広島	「岩国・大竹地区」及び「福山・笠岡地区」の特別防災区域に協議会が設置されている。	「岩国・大竹地区」及び「福山・笠岡地区」の特定事業者が協議会に参加している。	・「岩国・大竹地区」自主基準を策定している。 ・「福山・笠岡地区」自主基準を策定している。	年に数回、防災研修会を開催している。	・「岩国・大竹地区」毎年防災訓練を実施している。 ・「福山・笠岡地区」毎年1回、福山港海上防災訓練を実施している。	「大竹地区」社外消防隊の応援が必要となった場合、相互援助協定書（自主基準）に定めるところにより、特別防災区域協議会会員事業所に応援を要請し、また、共同備蓄薬剤の応援が必要となった場合は、大竹地区化学消火薬剤共同備蓄協議会規約に基づき応援を要請する。これらの協定内容を含めた訓練を行っている。「福山地区」他の特定事業所に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その特定事業所に派遣する等相互に協力して一体的な防災活動を実施するため、あらかじめ応援協定を締結しておく。（応援要請の手続、応援隊の出动、応援活動の範囲・内容、指揮命令系統等）これらの協定内容を含めた訓練を行っている。「福山地区」・事業所の規模が違い過ぎるため、箕沖地区事業所から鋼管地区事業所への応援は想定しておらず、鋼管地区と箕沖地区との応援協定は定められていないが、（消防機関及び特防協各社と協議済）JFEスチール(株)が、福山地区消防組合消防局（広島県側）及び笠岡地区消防組合消防本部（岡山県側）と応援協定を結び、箕沖地区の災害発生時には、消防機関の判断・指示を受けてJFEスチールが応援する。 ・箕沖地区の3事業所は防災資機材応援協定を結んでいる。	Y E S	「大竹地区」自主基準により整備しているが、三井化学の事故を受け、さらに見直しを行っている。 「福山地区」災害の程度により、広報車による広報活動を実施する。

5 特別防災区域内の事業所の連携について

道府県	Q1 設置状況	参加状況	自主基準教育共同実施	教育共同実施	共同訓練実施	Q2	Q3	YESの場合
山口	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	各種研修会を開催している。	毎年、山口県では、各区域持ち回りで、県コンビナート等総合防災訓練を実施し、多くの関係機関を交えた訓練を実施している。 各協議会では、それぞれの協議会で、定期的に防災訓練を実施している。また、区域によっては、毎月情報伝達訓練を実施している。	事業所間の相互応援協定を締結している。 ※現在、応援体制の再整備を実施しており、必要に応じて協定の見直しを実施する予定。	YES	4住民避難Q2のマニュアル作成にあたり、特防協及び事業者から助言を得て制定するようにしている。（現在、整備中。）
徳島	管内の特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止等に関する自主基準を策定している。	毎年1回、防災技術研究会を行っている。	毎年1回、全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している。	阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定を締結している。協定に基づき、毎年1回防災訓練を行っている。	NO	
香川	設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	会員相互連絡、緊急時の措置及び設備の保安等に関する事項について策定している。	年に数回、事業者従業員への防災研修会を開催している。	毎年10月に全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している。	番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定により全ての特定事業所が応援協定を締結している。協定に基づき、毎年1回以上訓練を行っている。	YES	坂南市消防本部、高松海上保安部の指揮を受けて、災害時の地域住民への広報活動等の支援を行うことができる。
愛媛	管内の3特別防災区域（新居浜、菊間、松山）に協議会が設置されている。（注：波方地区は合同事業者となるため、設置せず）	設置区域における全特定事業者が協議会に参加している。	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。	年に数回、事業者従業員への防災研修会を開催している。	毎年10～11月頃に全事業者（自衛防災組織及び共同防災組織）が参加する防災訓練（情報伝達、放水等）を実施している。	県石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとなっている。 自衛防災組織等の応援や資機材・設備の貸与、教育・訓練等については、特防区域協議会の枠組みで適宜実施している。	NO	
福岡	北九州、福岡地区の2地区のみ、協議会が設置されている	全ての特定事業者が協議会に参加している。	把握していない	把握していない	把握していない	石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとしている。	NO	
佐賀	管内のすべての特別防災区域に協議会が設置されている	全ての特定事業者が協議会に参加している	応援協定の中で協力体制についての基準を策定している	特定事業者共同での実施はしていないが、各特定事業者毎に実施している。	2年ごとに全事業者が参加する防災訓練を実施している。	石油コンビナート等防災計画において、特定事業所間の応援協定を締結することとしている。災害時における相互応援を円滑に実施するため、援助可能な防災要員、資機材等について相互の連絡調整を図っている。	NO	
長崎	設置されていない。					特定事業所間の応援協定の締結や合同訓練等は実施していないが、石油コンビナート等防災計画において、他の特定事業者と相互に協力し、一体となって必要な措置をとるとともに防災関係機関が行う防災活動に積極的に協力するものとしている。	NO	
熊本	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。	全ての特定事業者が協議会に参加している。	自主基準は策定していない。	年に1回研修会を開催。	全事業者が参加する防災訓練を年2回（海上、陸上各1回）実施している。	「油槽所等に関する相互援助協定」「海水油濁処理協力機構八代支部運営要領」を締結・運用している。特定事業所全4社は共同防災組織を組織し、共同防災組織が主体となった防災訓練を年1回実施している。	NO	
大分	設置されている。	全ての特定事業所（合同事業所も含む）が協議会に参加している。	区域内の災害発生に関する自主基準を策定している。	年に数回、行政機関と事業所合同で防災研修会や工場見学、視察研修会を実施している。	毎年10月頃に、全事業所と各関係機関が参加する総合防災訓練を実施している。加えて、昨年度からは、全事業所一斉津波対応訓練（津波警報発令時の操業停止、避難訓練等）を実施している。	大分地区石油コンビナート等特別防災区域相互応援協定を締結し、事業所間の応援や資機材提供等を定めている。また、この協定に基づき、毎年の総合防災訓練の際には、訓練事業所以外の事業所も参加している。	NO	【参考】（石油コンビナート等特別防災区域協議会という明確な記載はないが）石油コンビナート等防災計画で、特定事業所から地域住民への災害広報や住民の避難誘導等について協力を得ることや、特定事業所に対し、必要に応じて指示することができることとしている。しかし、その具体的な体制等については未検討。
鹿児島	川内地区、鹿児島地区において協議会が設置されている。	全ての特定事業所が協議会に参加している。	自主基準を策定している。	年に数回、事業者従業員への研修会を開催している。	毎年、合同で訓練を実施している。	共同防災組織を設置し、共同防災規程や自衛防災規程の中で応援要請等を定めている。	NO	
沖縄	平安座地区特別防災区域は協議会が設置されている。 小那覇地区特別防災区域は単独事業所のため設置なし。	平安座地区特別防災区域では沖縄石油基地(株)、沖縄ターミナル(株)、沖縄出光(株)沖縄油槽所の3社すべてが協議会に参加している。	共同防災規程を定め、それに基づき活動している。	防災戦術机上訓練など、各事業所ごとに年数回の教育を実施している。	接炎訓練1回/年、消火器実射訓練1回/年、緊急出動訓練1回/年（情報伝達、放水等）などを実施。	「共同防災規程」を定め、各社ごと防災要員の配置、保有する資機材、指揮命令系統や教育訓練の内容等を定めている。	NO	